



大和高田市地域防災計画

資 料 編

大和高田市地域防災計画

資料編 目次

第1章 資 料	1
1. 社会福祉施設（要配慮者利用施設）の状況表	1
2. 国籍別外国人登録状況表	2
3. 市内各学校一覧表	3
4. 市内各保育所一覧表	4
5. 備蓄倉庫備蓄品目一覧表	5
6. 災害用備蓄倉庫設置位置図	6
7. 通信施設状況	9
8. 市内有線放送施設表	12
9. 非常無線通信の利用	14
10. 予・警報等の関係組織電話番号表	16
11. 医療機関通信態勢	17
12. 市内医療機関	18
13. 中高層建築物	20
14. 危険物施設・圧縮アセチレンガス等施設・液化石油ガス施設の数	20
15. 水防団体待機（通報）水位、氾濫注意（警戒）水位	22
16. 井堰一覧表	22
17. 重要水防区域及び危険区域	23
18. 市内ため池表	25
19. 防火対象物数	26
20. 消防分団区域図	27
21. 常備消防力・非常備消防力の現況表	28
22. 市内消防水利施設状況表	29
23. 消防機械配置状況	33
24. 大和高田市地域婦人会連絡協議会・日赤大和高田市地区奉仕団の組織規模	34
25. 災害救助法を適用された場合の基準	35
26. 避難所及び収容人員一覧表	39
27. 救援物資集配所等一覧表	41
28. 非常炊き出し場所	41
29. 避難生活運営計画書作成例	42
30. 災害時における生活必需品の供給協力店一覧表	46
31. 生活必需物資調達予定数量	47
32. 水道工事応援要請指定業者一覧表	48
33. 車両配備状況	49
34. 緊急輸送道路	50
35. 応急仮設住宅建設候補地一覧表	52
36. 市内文化財一覧表	52
37. 消防団詰所一覧表	53
38. 洪水ハザードマップ	54
39. 地震ハザードマップ	57

第2章 応援協定書	58
1. 長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定	58
2. 長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定実施要綱	60
3. 都留市と大和高田市の大規模災害相互援助協定	61
4. 都留市と大和高田市の大規模災害相互援助協定実施要綱	63
5. 災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定	64
6. その他の応援協定一覧	66
第3章 関係条例	67
1. 大和高田市防災会議条例	67
2. 大和高田市防災会議の構成及び委員名簿	69
3. 大和高田市防災会議運営規程	70
4. 大和高田市災害対策本部条例	71
5. 対策本部動員表	72
6. 大和高田市自主防災組織助成金交付要綱	73
7. 大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例	79
8. 大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	83
9. 大和高田市小災害見舞金支給要綱	101
第4章 様式	104
1. 被害調査報告基準	104
2. 火災等即報	108
3. 救急・救助事故等即報	110
4. 災害即報	111
5. 被害状況即報告	112
6. 水防警報受報様式	114
7. 水防実施状況報告書	115
8. 水防実施状況報告書（一四半期用）	116
9. 自衛隊派遣要請書	117
10. 自衛隊派遣部隊の撤収要請書	118
11. 緊急通行車両確認申請書	119
12. 緊急通行車両確認標章	120
13. 緊急通行車両事前届出書	121
14. 義援金領収書・義援品受領書の書式	122
15. り災証明申請書	123
16. り災証明書	124
17. り災証明書交付簿	125
18. 家屋被害状況調査票	126
19. 災害に係る住家の被害調査判定の手順	129
20. 応急危険度判定調査表	132
21. 避難者収容記録簿	138
22. 遺体処理台帳	139
23. 埋葬・火葬台帳	140
24. 障害物除去の状況記録簿	141

第1章 資 料

第1章 資 料

1. 社会福祉施設(要配慮者利用施設)の状況表

(平成29年2月1日現在)

施設名称	施設種別	設置主体	所在地	電話番号	入所定員
平 沼 寮	養護老人ホーム	(福)平沼寮	西坊城73-1	52-1540	60
慈 光 園	特別養護老人ホーム	(福)慈光園	池田444	52-3006	134
和 里	特別養護老人ホーム	(福)大樹会	野口325-3	52-0125	90
あまがし苑高田	特別養護老人ホーム (地域密着型)	(福)甘樫会	神楽3-320-1	21-1666	29
わたのはな元気村	有料老人ホーム	(有)かもん	今里町19-36	53-7047	9
グループホーム ゆかりの里苑	有料老人ホーム	(有)サン企画 コーポレーション	松塚850-3	52-2952	16
ベルライフ大和高田	有料老人ホーム	(株)日本ベル アージュ	西町2-30	25-4165	80
在宅型有料老人 ホーム れい	有料老人ホーム	(株)奈良ケア センターはる	磯野町8-8	25-2086	38
チェリー・ワン 大和高田	サービス付き高齢者向け 住宅	(株)日本介護医 療センター	神楽2-13-25	24-7608	48
指定障害者支援施設 青 垣 園	障害者支援施設	(福)青垣園	藤森94-1	53-2700	90
救護施設 青 垣 園	救護施設	(福)青垣園	藤森86-2	53-2525	110
愛の集い学園	障害児入所施設	(福)愛の集い学 園	根成柿401-1	52-5174	30

2. 国籍別外国人登録状況表

(令和2年4月1日現在)

国籍別 \ 区分	男	女	計
ブラジル	2	4	6
中国	6 7	6 9	1 3 6
台湾	1	1 8	1 9
朝鮮	5	4	9
韓国	6 9	1 1 2	1 8 1
フィリピン	1 2	6 5	7 7
タイ	2	1 4	1 6
米国	6	2	8
オーストラリア	1	1	2
フランス	0	1	1
インド	1	0	1
インドネシア	9	1 4	2 3
イタリア	1	0	1
マレーシア	0	1	1
スペイン	0	1	1
ミャンマー	5	1 4	1 9
スリランカ	2	0	2
ドイツ	0	1	1
ネパール	1 1	7	1 8
パキスタン	1	0	1
ベトナム	7 5	2 6	1 0 1
合 計	2 7 0	3 5 4	6 2 4

3. 市内各学校一覧表

(令和2年4月1日現在)

学 校 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
片 塩 小 学 校	旭 北 町 2・1	2 2 - 0 1 5 1	児童 3 1 4 園児 2 1
高 田 小 学 校	大 中 東 町 5・15	2 2 - 0 2 5 1	児童 4 7 6
土 庫 小 学 校	土 庫 3・2・6 1	2 2 - 0 3 5 1	児童 7 8
浮 孔 小 学 校	中三倉堂 2・5・43	2 2 - 0 4 5 1	児童 3 4 4 園児 2 8
磐 園 小 学 校	有 井 1	2 2 - 0 5 5 1	児童 3 7 4 園児 1 7
陵 西 小 学 校	池 田 3	2 2 - 0 6 5 1	児童 3 1 4 園児 4 6
菅 原 小 学 校	根 成 柿 4 3 6	2 2 - 0 7 5 1	児童 2 8 4 園児 4 9
浮 孔 西 小 学 校	曾 大 根 1・5・1	5 3 - 0 3 1 3	児童 3 1 2 園児 4 8
高 田 中 学 校	大 中 東 町 5・48	2 2 - 0 8 5 1	生徒 3 1 9
片 塩 中 学 校	中三倉堂 2・9・28	2 2 - 0 9 5 1	生徒 5 5 9
高 田 西 中 学 校	池 田 3 3 0	2 2 - 7 8 5 1	生徒 4 2 7
高 田 商 業 高 校	材 木 町 8・3	2 2 - 2 2 5 1	生徒 5 9 5
県 立 高 田 高 校	磯 野 東 町 6・6	2 2 - 0 1 2 3	
奈 良 文 化 高 校	東 中 1 2 7	2 2 - 8 2 6 8	

4. 市内各保育所一覧表

(令和2年4月1日現在)

保 育 所 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
高 田 こ ど も 園	内本町 11-22	4 3 - 5 0 0 1	園児 1 7 7
土 庫 こ ど も 園	土 庫 1-10-19	4 3 - 7 8 0 1	園児 1 3 4
片 塩 保 育 所	旭北町 4-34	2 2 - 3 1 9 0	園児 7 2
天 満 保 育 所	吉 井 74-2	5 3 - 3 4 0 0	園児 1 1 8
み ど り 保 育 所	曙 町 20-35	5 2 - 4 8 9 1	園児 5 7
浮 孔 保 育 所	西三倉堂 1-13-14	2 2 - 3 0 0 8	園児 1 1 6
磐 園 保 育 所	有 井 108-2	5 3 - 3 0 0 0	園児 8 7
高 田 西 保 育 所	市 場 535-1	2 2 - 6 7 7 5	園児 7 9
つぼみ認定こども園	片塩町 15-33	5 2 - 2 7 8 1	園児 1 4 6
三 倉 堂 保 育 園	中三倉堂 1-9-3	5 2 - 5 1 2 3	園児 4 1
よ の も と 保 育 園	出 154-1	5 2 - 1 5 4 1	園児 1 0 1
か な え 保 育 園	築 山 6 5 4	2 2 - 7 1 2 3	園児 1 0 9
トナリのかなえ保育園	幸 町 3 - 1 8	2 3 - 1 0 7 0	園児 1 6

5. 備蓄倉庫備蓄品目一覧表(基準)

(令和2年4月1日現在)

◎ 総合福祉会館、武道館、葛城コミュニティセンター、市文化会館、勤労青少年ホーム、菅原校区公民館、総合公園プール、8小学校、3中学校、高田商業高等学校、県立高田高等学校

品 名	数 量	品 名	数 量
発 電 機	2	大 ハ ン マ ー	10
投 光 機	2	大 バ ー ル	10
チ ェ ー ン ソ ー	2	大 な た	10
ジ ャ ッ キ	1	担 架	10
救 命 ロ ー プ	3	リ ヤ カ ー	3
ろ 水 機	1	延 長 コ ー ド	2
簡 易 ト イ レ	10	ラ ン タ ン ラ イ ト	5
防 水 シ ー ト	100	毛 布	200
ス コ ッ プ	10	非 常 食	200
つ る は し	10	保 存 水 (500ml)	200

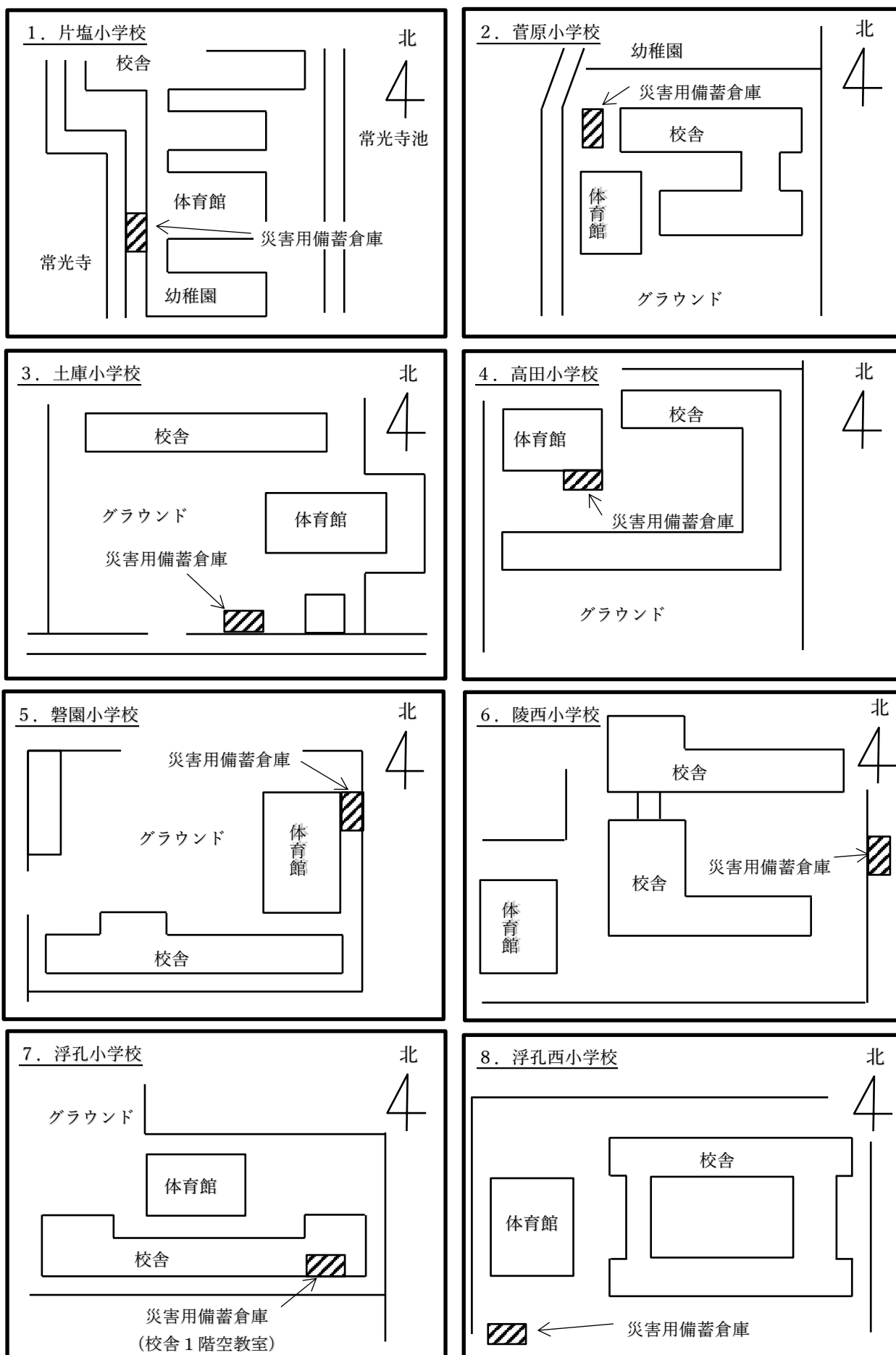
◎ 市民交流センター

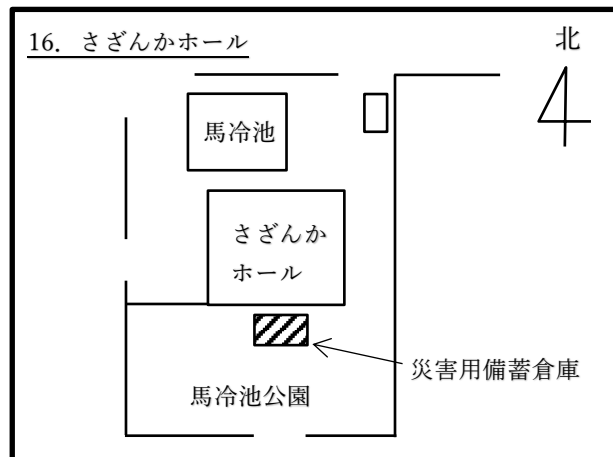
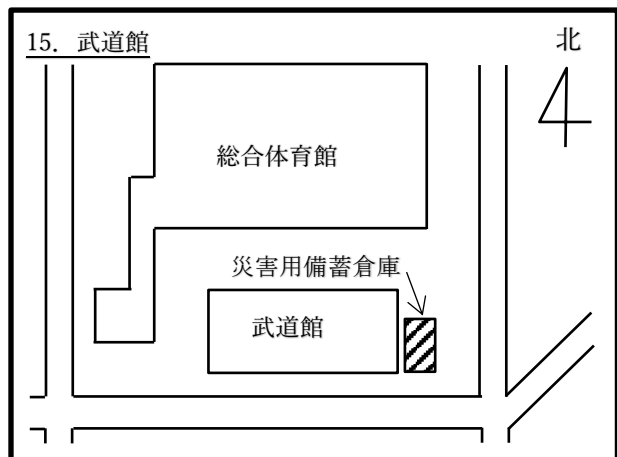
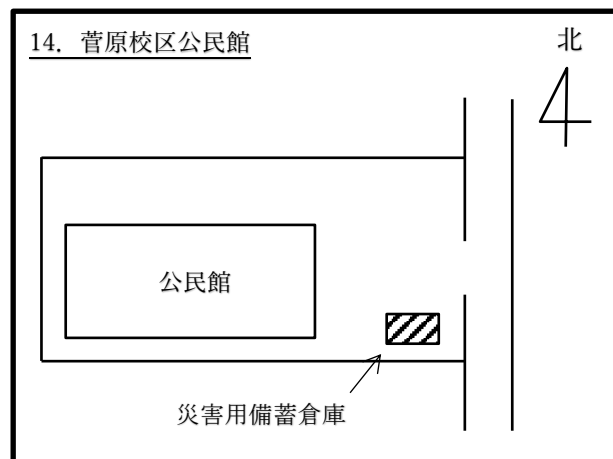
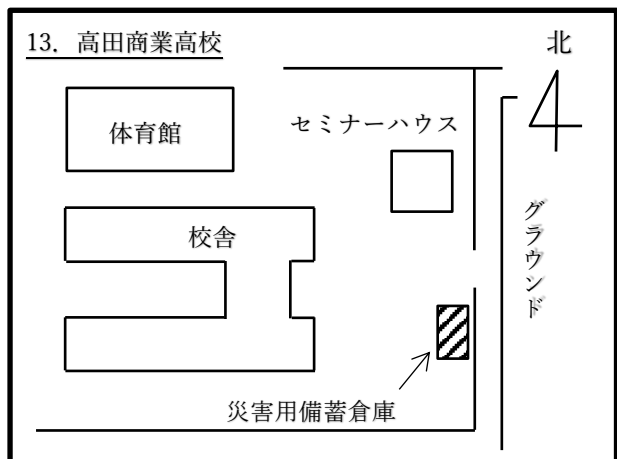
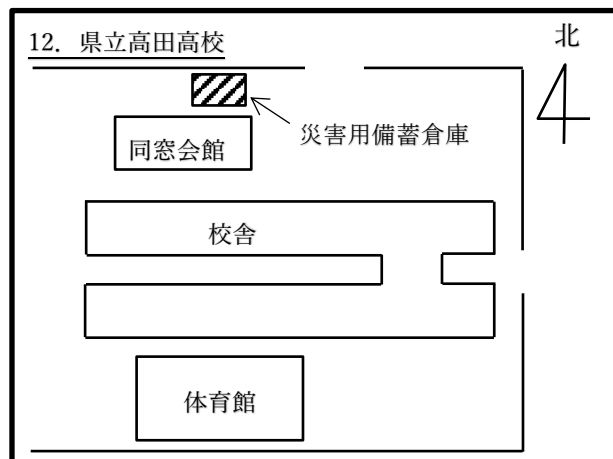
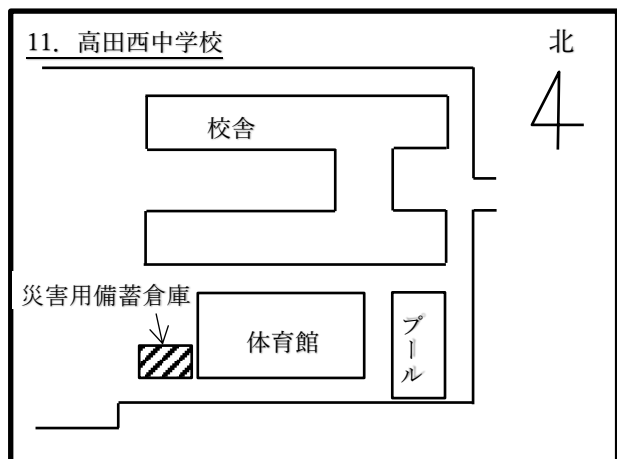
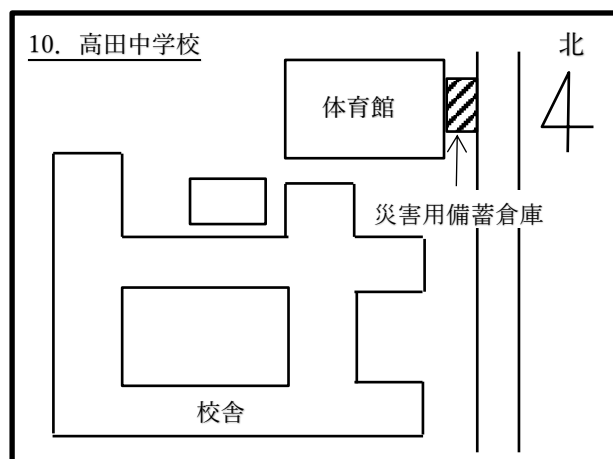
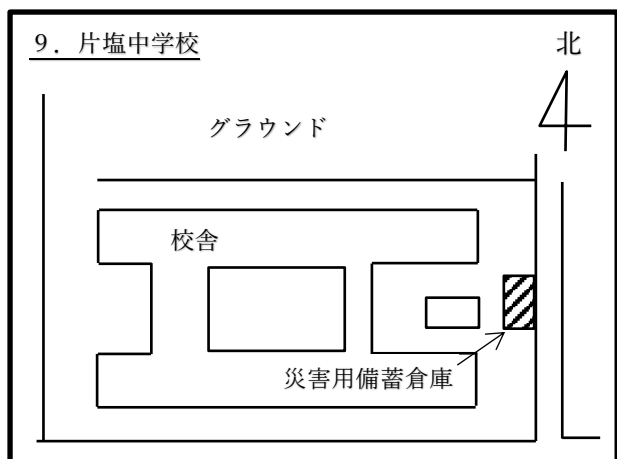
(令和2年4月1日現在)

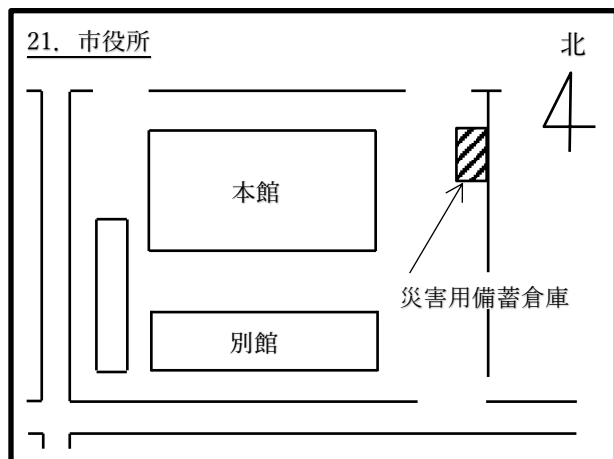
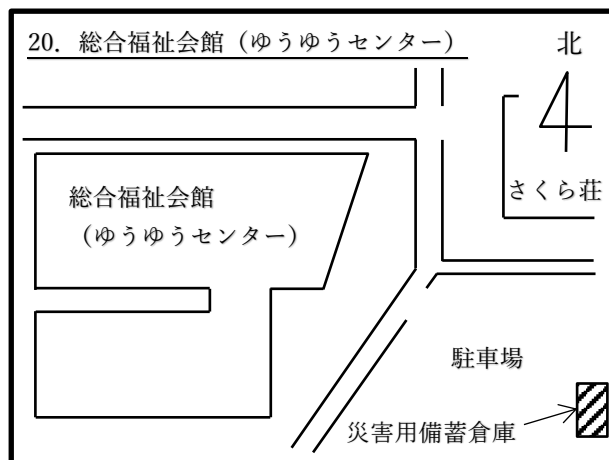
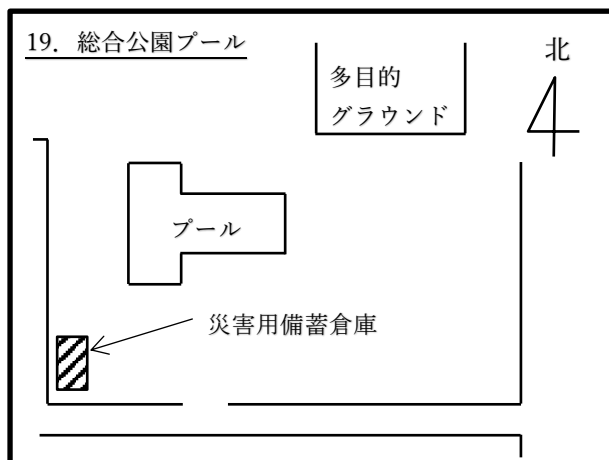
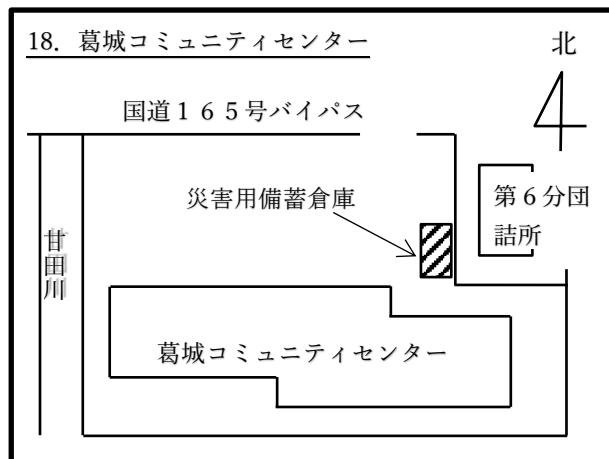
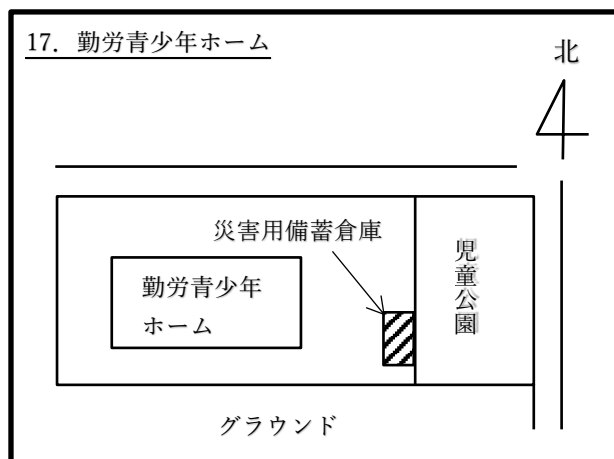
品 名	数 量	品 名	数 量
非 常 食 (アルファ化米)	9,000	保 存 水 (500ml)	17,500
非 常 食 (クラッカー)	54,000		

6. 災害用備蓄倉庫設置位置図

(令和2年4月1日現在)







7. 通信施設状況

(1) 防災行政無線装置及び携帯型無線機

(令和2年4月1日現在)

設置名	施設の種類	無線種別		設置場所
市民交流センター	同報系 MCA	親局	2W	市民交流センター
市役所	〃	補助局	〃	市庁舎
片塩小学校	〃	拡声子局	〃	片塩小学校
菅原小学校	〃	〃	〃	菅原小学校
土庫小学校	〃	〃	〃	土庫小学校
高田小学校	〃	〃	〃	高田小学校
磐園小学校	〃	〃	〃	磐園小学校
陵西小学校	〃	〃	〃	陵西小学校
浮孔小学校	〃	〃	〃	浮孔小学校
浮孔西小学校	〃	〃	〃	浮孔西小学校
市営住宅市場団地	〃	〃	〃	市営住宅市場団地
市営住宅西坊城団地	〃	〃	〃	市営住宅西坊城団地
市役所	移動系 MCA	携帯型	〃	市庁舎
高田消防署	〃	〃	〃	高田消防署
本分団	〃	〃	〃	本分団詰所
第1分団	〃	〃	〃	1分団詰所
第2分団	〃	〃	〃	2分団詰所
第3分団	〃	〃	〃	3分団詰所
第4分団	〃	〃	〃	4分団詰所
第5分団	〃	〃	〃	5分団詰所
第6分団	〃	〃	〃	6分団詰所
第7分団	〃	〃	〃	7分団詰所
第8分団	〃	〃	〃	8分団詰所
第9分団	〃	〃	〃	9分団詰所
第10分団	〃	〃	〃	10分団詰所

(2) 消防及び救急無線施設

使用周波数 移動局送信 (F L) 263MHz～266MHz

(デジタル) 移動局受信 (F H) 272MHz～275MHz

移動局直接受信 (F L) 263MHz～266MHz

上記使用周波数内で活動波 14 波、主運用波 7 波、統制波 1 波を実装

使用周波数 移動局 (卓上型)、移動局 (可搬型)、移動局 (車載型) については、
(アナログ) 防災相互波 (158.35MHz) を実装

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

設置場所	施設の種類	局の区分		装置車名等	呼出名称 (識別信号)
高田消防署	消防救急 デジタル無線	移動局 (卓上型)	10W	本署受付	たかだ 2
〃	〃	移動局 (可搬型)	〃	本署指揮車	たかだ 1
〃	〃	移動局 (車載型)	〃	本署指揮車	たかだ 1 0 1
〃	〃	〃	〃	本署ポンプ車	たかだ 2 0 1
〃	〃	〃	〃	本署タンク車	たかだ 3 0 1
〃	〃	〃	〃	本署救助工作車	たかだ 4 0 1
〃	〃	〃	〃	本署資機材搬送車	たかだ 6 0 1
〃	〃	〃	〃	本署査察車	たかだ 7 0 1
〃	〃	〃	〃	本署はしご車	たかだ 8 0 1
〃	〃	〃	〃	本署救急車	たかだ 9 0 1
南出張所	〃	移動局 (卓上型)	〃	南出張所受付	たかだみなみ 2
〃	〃	移動局 (車載型)	〃	南出張所ポンプ車	たかだ 2 0 2
〃	〃	〃	〃	南出張所救急車	たかだ 9 0 2
東出張所	〃	移動局 (卓上型)	〃	東出張所受付	たかだひがし 2
〃	〃	移動局 (車載型)	〃	東出張所ポンプ車	たかだ 2 0 3
〃	〃	〃	〃	東出張所救急車	たかだ 9 0 3
高田消防署	〃	移動局 (携帯型)	2 W	本署	たかだ 1 1
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 1 2
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 1 3
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 1 4
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 1 5
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 1 6
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 1 7
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 1 8
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 1 9

設置場所	施設の種類	局の区分		装置車名等	呼出名称（識別信号）
南出張所	〃	〃	〃	南出張所	たかだ 2 0
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 2 1
東出張所	〃	〃	〃	東出張所	たかだ 2 2
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 2 3

（３）上下水道部無線施設

（使用波数 65.03MC）

（令和２年４月１日現在）

設置場所	施設の種類	局の区分		装置車名等	呼 出 名 称
上下水道部	水道事業用無線	基地局	5 W	上下水道部事務所	たかだすいどうほんぶ
〃	〃	移動局	5 W	作業車 1 号	たかだすいどう 1
〃	〃	移動局	5 W	作業車 2 号	たかだすいどう 2
〃	〃	移動局	5 W	作業車 3 号	たかだすいどう 3
〃	〃	移動局	5 W	作業車 4 号	たかだすいどう 4
〃	〃	移動局	5 W	倉庫保管	たかだすいどう 5
〃	〃	移動局	5 W	作業車 6 号	たかだすいどう 6
〃	〃	移動局	5 W	作業車 7 号	たかだすいどう 7
〃	〃	移動局	5 W	作業車 8 号	たかだすいどう 8
〃	〃	移動局	5 W	作業車 9 号	たかだすいどう 9
〃	〃	移動局	5 W	作業車 10 号	たかだすいどう 10
〃	〃	移動局	5 W	倉庫保管	たかだすいどう 11
〃	〃	移動局	5 W	作業車 12 号	たかだすいどう 12
〃	〃	携 帯	1 W	作業車 21 号	
〃	〃	携 帯	1 W	作業車 22 号	

8. 市内有線放送施設表

(令和2年4月1日現在)

	管理者	設 置 場 所	電 話 番 号	そ の 他
1	本町振興組合	本町振興組合		屋外スピーカー
2	天神橋（本郷町）	今徳青果店・森田時計店		屋外スピーカー
3	日之出二	公民館内		屋外スピーカー
4	日之出町	隣保館・光輪寺内	5 2 - 2 2 4 4	家庭内スピーカー
5		光輪寺内	5 3 - 3 3 5 8	
6	幸町ネオハイツ	集会所内		屋外スピーカー
7	幸町シティヴィラ	館内		屋外スピーカー
8	曙町	東部こども会館	5 2 - 0 4 9 5	家庭内スピーカー
9	昭和町イーストウイング*	管理事務所内		館内スピーカー
10	昭和町ウェストウイング*	管理事務所内	2 3 - 6 2 2 4 (管理人)	館内スピーカー
11	北市場	北市場防災倉庫		家庭内スピーカー
12	市場	隣保館内	5 2 - 2 8 9 8	家庭内スピーカー
13	新田	総代宅		家庭内スピーカー
14	野口	公民館内・副総代宅		家庭内スピーカー
15	西代	西蓮寺内	5 2 - 7 2 9 0	家庭内スピーカー
16	出屋敷	浄善寺内	5 3 - 0 1 2 7	家庭内スピーカー
17	池田	公民館内		家庭内スピーカー
18	領家	公民館内		家庭内スピーカー
19	大谷	公民館内		家庭内スピーカー
20	北角	公民館内		家庭内スピーカー
21	中町	公民館内		屋外スピーカー
22	敷島町	公民館内		屋外スピーカー
23	北敷島町	公民館内		屋外スピーカー
24	神楽	公民館内	5 3 - 3 4 0 2	屋外スピーカー
25	池尻	公民館内		家庭内スピーカー
26	築山赤坂町	築山公民館内		屋外スピーカー
27	築山西之町			
28	築山北之町			

		管理者	設 置 場 所	電 話 番 号	そ の 他
	29	田井	善行寺内	5 2 - 8 9 9 1	屋外スピーカー
	30	勝目	公民館内		屋外スピーカー
	31	蔵之宮町	公民館内		屋外スピーカー
	32	甘田町	公民館内		公民館内
	33	田井新町	公民館内		屋外スピーカー
	34	曾大根	公民館内		屋外スピーカー
	35	南陽町	公民館内	5 3 - 7 6 9 8	家庭用スピーカー
	36	西甘田町	雇用促進管理事務所内	5 3 - 4 9 6 4	館内スピーカー
	37	東中	公民館内		家庭内スピーカー
	38	春日町	公民館内		屋外スピーカー
	39	根成柿	公民館内	2 2 - 5 1 5 5	家庭内スピーカー
	40	吉井	公民館内	2 3 - 5 6 1 6	家庭内スピーカー
	41	奥田	公民館内		屋外スピーカー
	42	新緑町	第二集会場内		屋外スピーカー
	43	西新緑町	集会所（２２号）		屋外スピーカー
	44	出	公民館内	2 2 - 5 9 5 4	家庭内スピーカー
	45	根成柿ネオシティ	管理事務所内	2 3 - 2 1 9 0	屋外スピーカー
	46	土庫二丁目	公民館内		家庭内スピーカー
	47	松塚	公民館内		家庭内スピーカー
	48	藤森	公民館内	5 2 - 9 7 5 7	家庭内スピーカー
	49	東雲団地	公民館内		家庭内スピーカー

9. 非常無線通信の利用

災害時において有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合における通信を確保するため、電波法 52 条の 4 及び同法第 74 条の規定に基づく非常無線通信の利用は、この計画による。

(1) 非常無線通信実施の時期

非常無線通信は、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生したとき、又は発生する恐れがある場合において、有線放送の利用ができないか、あるいは利用することが著しく困難な場合実施することができる。

(2) 非常通報の内容

非常無線通信を利用できる通報の内容は、おおむね次の内容のものとする。

- ア. 人命救助に関すること。
- イ. 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他災害状況に関するもの
- ウ. 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- エ. 電波法第 74 条による非常の場合の総務大臣の通信実施命令
- オ. 非常事態が発生した場合の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持、又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- カ. 暴動に関する情報連絡とこれに必要な緊急措置に関するもの
- キ. 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ク. 遭難者の救護に関するもの
- ケ. 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- コ. 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害状況およびその修理、復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- サ. 災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの
- シ. 災害対策基本法第 79 条の規定に基づき、指定行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの
- ス. 防災関係機関相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資および賃金の調達、配分等に関するもの
- セ. 災害救助法第 24 条の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(3) 非常通報を利用できる者

非常通報は無線局を開設している者が自ら発受するもののほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

- ア. 官庁（公共企業体を含む）及び自治体
- イ. 災害対策基本法に基づく各防災会議
- ウ. 日本赤十字社
- エ. 全国都市消防長連絡協議会
- オ. 電力会社

カ．地方鉄道会社

キ．その他人命救助および急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

(4) 非常通報の依頼事項

発信を希望する場合、電報頼信紙電報書体（カタカナ）又は通常の記事体（漢字をまじえてもよい）で次の事項を明記して、最寄りの無線局に依頼するものとする。

ア．あて先の住所、氏名（なるべく括弧をもって電話番号を付記する。）

イ．本文（末尾の機関の名称を記入すること。）

ウ．発信人の住所、氏名（なるべく括弧をもって電話番号を付記する。）

エ．頼信紙の記事欄に「非常」と朱書きする。

10. 予・警報等の関係組織電話番号表

(令和2年4月1日現在)

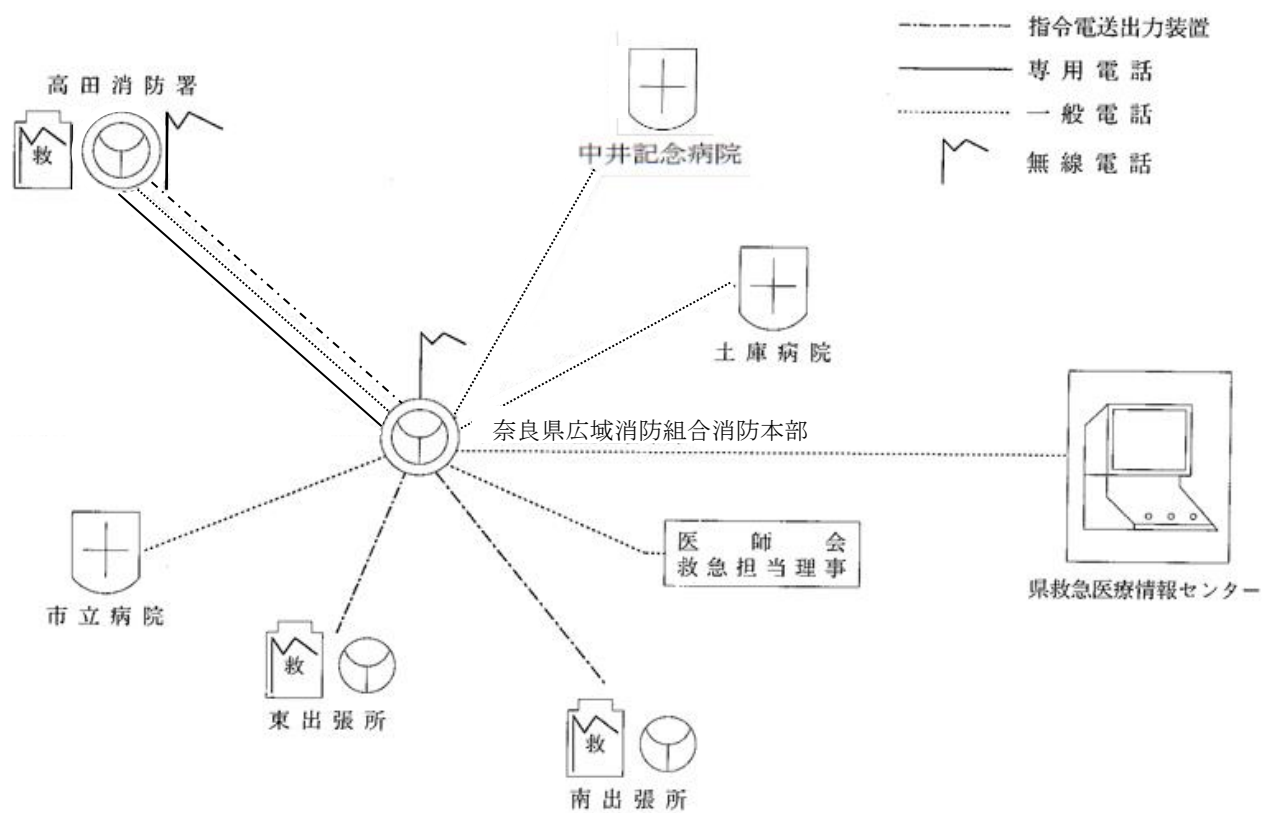
	伝達先	電話番号	備考
奈良県	奈良県災害対策本部	0742-22-1101 内線(2288)	本部長知事
	防災統括室	0742-27-8425	総務情報班
	河川課	0742-27-7507	水防班
	奈良県高田土木事務所	52-6144	
警察	奈良県警察本部	0742-23-0110	
	高田警察署	22-0110	
奈良地方気象台		0742-22-2555	
近畿地方整備局 大和川河川事務所		072-971-1381	

1 1. 医療機関通信態勢

(1) 大規模事故発生時の医療関係等連絡組織

	組 織	電話番号
	高田警察署	2 2 - 0 1 1 0
	市災害対策本部	2 2 - 1 1 0 1
	高田消防署	2 5 - 0 1 1 9
	奈良県広域消防組合 消防本部	0744-22-0119
	市立病院	5 3 - 2 9 0 1
	土庫病院	5 3 - 5 4 7 1
	中井記念病院	2 1 - 1 1 0 0
	大和高田市医師会	5 3 - 3 3 5 2
	奈良県救急安心センター	0744-46-9950
	奈良県立医科大学附属病院	0744-22-3051

(2) 通信連絡手段



12. 市内医療機関

(令和2年4月1日現在)

診療機関名	住 所	診療科目	電話番号
大和高田市立病院	礪野北町1-1	内・外・整・小・産・泌・ 脳・麻・眼・皮・耳鼻・ 放・チハ・病理・臨床	53-2901
葛城メディカルセンター	西町1-45	内・放	22-1408
葛城地区休日診療所	西町1-45	内・小・歯	22-7003
池田眼科医院	南本町2-8	眼	52-2202
石川耳鼻咽喉科医院	高砂町4-22	耳	52-4355
上田医院	礪野東1-10	内・小・神内	52-3672
上田医院	内本町7-29	内・小	52-2067
うえだクリニック	内本町758-80	内・外・胃腸・放・肛	22-2701
おおはた耳鼻咽喉科	大谷758-80	耳鼻・アレルギー	49-0331
岡本クリニック	本郷町2-1	内・外・皮	23-0015
岡本耳鼻咽喉科医院	北本町2-24	耳	22-3387
奥野クリニック	日之出東本町20-18	脳・神・MRI	43-9700
尾崎整形外科医院	神楽190-5	整・リハ・リウ	52-6458
春日医院	東中2-4-1	内・小・呼	23-8010
かわにしクリニック	春日町1-8-36	整・リハ・内・リハ・ｽﾎﾟ	52-1617
きむクリニック	土庫1-3-22	内・循・呼・小	24-7070
黄クリニック	神楽2-12-34	内・胃腸・循・呼・小・ 肛	24-3535
こどもとかぞくの診療所	市場699	小・内・皮・漢方	22-1515
酒本医院	北片塩町6-16	内・循・小	52-3603
阪本整形外科医院	神楽2-13-8	整・リハ	22-0024
下河辺医院	片塩町11-28	内・小・放	52-3391
翠悠会高田診療所	西町1-26	循・内・透析	23-1553
田中医院	幸町2-18	内・外・泌・皮・小・ リハ	23-7117
たむら眼科クリニック	幸町3-18	眼	25-2288
辻整形外科	片塩町3-2	整・内・外・リハ	23-6486
天満診療所	吉井40-1	内・小	52-5357
土庫こども診療所	日之出町13-3	小	23-1682
土庫病院	日之出町12-3	内・外・消・整・皮・救 急・病理・大腸・リハ	53-5471
中井記念病院	根成柿151-1	内・外・整・眼・循・消・ 肛・リハ・内分泌・代謝・腎	21-1100
なかえ耳鼻咽喉科	吉井350-1	耳	24-3311
中谷医院	礪野東町3-5	内・循・小	52-2191
中谷診療所	春日町2-1-60	内・小	52-2166
中村医院	大谷600	内・小・放	52-1575
中家医院	有井59-10	内・皮・小	52-5386

診療機関名	住 所	診療科目	電話番号
長澤内科外科医院	東三倉堂町 8-12	内・外・小・皮	53-3320
にのみや整形外科	本郷町 2-3	整・リウ・リハ	52-8208
はしもと婦人科クリニック	片塩町 16-9	婦・内	24-2030
東 辻 医 院	永和町 11-15	耳・気	52-2866
日 の 出 診 療 所	日之出町 11-6	内・眼	23-4321
前 之 園 診 療 所	土庫 1-13-13	内・小・放・精	53-0201
ましたに内科クリニック	幸町 3-18	糖・内泌・内	21-0266
松 田 医 院	本郷町 10-27	内・小	52-6680
ま つ だ 眼 科	神楽 2-1-23-4	眼	25-4146
松本クリニック	神楽 2-1-23-2	精・心内	23-6667
吉 田 医 院	礪野北町 13-1	内・外・泌	23-0223
よねだクリニック	大中南町 3-69	整・リハ	43-6868

13. 中高層建築物

(令和2年4月1日現在)

建築物の階数	施設数
4 階 建	1 3 0
5 階 建	6 8
6 階 建	1 9
7 階 建	1 7
8 階 建	3
9 階 建	1
10 階 建	8
11 階 建	2
計	2 4 8

14. 危険物施設・圧縮アセチレンガス等施設・液化石油ガス施設の数

(令和2年4月1日現在)

区 分		危 険 物 施 設		施 設 数	
危険物施設	貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	1 2	8 8	
		屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	1 3		
		屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	6		
		地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	1 9		
		移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	6		
	取 扱 所	給 油 取 扱 所	9		
		自 家 用 給 油 取 扱 所	8		
		一 般 取 扱 所	1 3		
		第 一 種 販 売 取 扱 所	2		
圧縮アセチレンガス等施設			3		
液化石油ガス施設			5 9		

15. 水防団体待機(通報)水位、氾濫注意(警戒)水位

(令和2年4月1日現在)

	河川名	観測所名	所在地 (量水標)	水 位 (m)			
				水防団体待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険
1	高 田 川	磐 築 橋	大和高田市 築山	1. 8 0	2. 6 0	2. 6 0	3. 0 0
2	葛 城 川	広 瀬	広陵町 大字広瀬	2. 1 0	2. 5 0	2. 5 0	3. 5 0
		曲 川	橿原市 曲川	1. 9 0	2. 4 0	2. 5 0	2. 9 0
		御 所	御所市 旭町	1. 3 0	1. 8 0	1. 8 0	2. 3 0
3	葛 下 川	薬 井	河合町 薬井	2. 0 0	3. 1 0	4. 0 0	4. 5 0
		上 中	香芝市 高	1. 5 0	2. 5 0	3. 6 0	4. 1 0
		瓦 口	香芝市 瓦口	0. 6 0	1. 1 0	1. 2 0	1. 7 0
4	曾 我 川	曾 我	橿原市 曾我	1. 3 0	2. 6 0	2. 9 0	3. 6 0
		車 木	高取町 大字車木	1. 1 0	1. 3 0	1. 5 0	2. 0 0
		古 瀬	御所市 古瀬	1. 1 0	1. 8 0	2. 0 0	2. 5 0

16. 井堰一覧表

(令和2年4月1日現在)

井堰名	河川名	町名	構 造			管理水利組合
			構造	H (m)	(m)	
北角井堰	葛下川	大谷	頭首工	1.0	3.5	大谷水利組合長
野口	〃	野口	〃	1.2	3.0	野口組合長
市場	〃	市場	〃	1.2	3.0	市場土地改良区理事長
一本松	〃		〃	1.2	3.0	〃
藤森	土庫川	藤森	〃	1.0	2.6	藤森組合長
土庫	〃	土庫	自動倒状ゲート	1.6	8.0	土庫北組合長
松塚	曾我川	松塚	ファブリダム	1.7	17.6	松塚組合長
古池	土庫川	東雲	頭首工	1.0	2.7	土庫組合長
曾大根	甘田川	曾大根	ファブリダム	1.0	3.4	曾大根組合長
奥田	葛城川	奥田	〃	1.7	7.0	奥田組合長
有井	高田川	有井	板	2.4	10.5	有井組合長
大中	太田川	大中	自動倒状ゲート	0.8	3.0	大中組合長
田井	葛城川	田井	板	1.5	7.2	田井組合長
秋吉	〃	秋吉	〃	1.4	15.8	秋吉組合長
出	住吉川	出	〃	1.8	6.1	出組合長
吉井	〃	吉井	〃	1.5	3.0	吉井組合長

17. 重要水防区域及び危険区域

(令和2年4月1日現在)

	河川名	岸	重要水防区域		特に重要な区域	
			位 置	延 長 (m)	位 置	延 長 (m)
水 防 警 報 指 定 河 川	葛城川	左	自：市内奥田～至：曾我川合流点	10,100		
		右	自：市内奥田～至：曾我川合流点	10,100	自：市内奥田～至：市内奥田	300
	高田川	左	自：市内磯野～至：広陵町大字沢	7,830		
		右	自：市内東中1丁目～至：広陵町大字南	7,430		
	曾我川	左	自：樫原市川曾我町～至：広陵町大字百済	3,600		
	葛下川	左	自：大和高田市野口～至：香芝市尼寺1丁目	7,650		
		右	自：市内野口～至：王寺町本町1丁目	9,950		
指 定 外 の 河 川	葛下川	左	自：葛城市南今市～至：市内野口	2,750		
		右	自：葛城市南今市～至：市内野口	2,750		
	小柳川	左	自：葛城市疋田～至：高田川合流点	1,370		
		右	自：葛城市西室～至：高田川合流点	1,370		
	太田川	左	自：葛城市疋田～至：市内市場	900	自：市内大中～至：高田川合流点	280
		右	自：葛城市疋田～至：葛城市尺土	900		
	甘田川	左	自：葛城市新町～至：市内市場	3,140		
		右	自：葛城市疋田～至：市内三倉堂	3,140		
	土庫川	左	自：市内今里町～至：葛城川合流点	4,220		
		右	自：市内今里町～至：葛城川合流点	4,220		
	住吉川	左	自：葛城市新村～至：葛城川合流点	4,830		
		右	自：葛城市新村～至：葛城川合流点	4,830		
	尾張川	左	自：市内神楽～至：広陵町平尾	900		
		右	自：市内神楽～至：広陵町平尾	900		
	小金打 川	左	自：樫原・高田市境界～至：曾我川合流点	750		
右		自：樫原・高田市境界～至：曾我川合流点	750			

重要水防区域図



18. 市内ため池表

(令和2年4月1日現在)

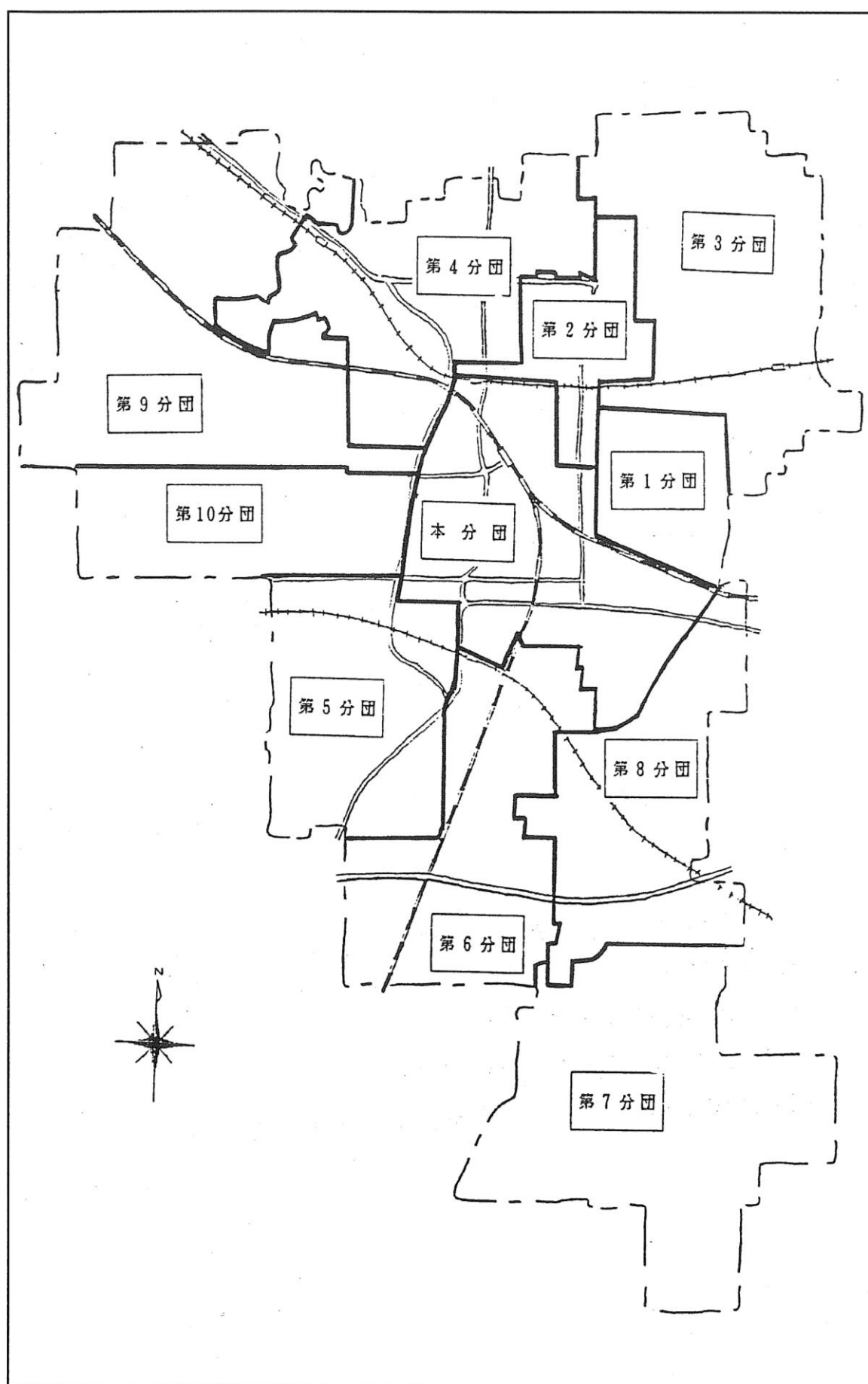
ため池等名称	所在地	貯水量 (m ³)
馬冷池	本郷町	760
新池	材木町	10,070
古池	東雲町	16,540
松塚池	松塚	45,300
常光寺池	旭北町	30,800
古池	有井	2,400
下池	有井	6,030
大中池	大 中	8,830
礪野池	礪野西	20,960
神楽池	神 楽	11,500
梅池	築山	1,840
南郷池	築山北	45,900
新池	三倉堂	5,540
古池	三倉堂	7,610
田井池	田 井	13,850
三角池	東 中	37,700
新池	曾大根	8,170
古池	曾大根	29,410
三ッ池	市 場	21,250
西代池	西 代	27,400
野口南池	野 口	7,890
出屋敷池	出 屋 敷	4,800
名倉北池	池 田	14,600
池田池	池 田	1,110
北口池	池 田	710
六道池	大 谷	5,520
新池南	大 谷	23,200
奥田池	奥 田	31,490
弁天池	奥 田	2,040
秋吉池	秋 吉	21,550
大池	藤 森	51,870
西池	池 尻	3,210
東池	池 尻	3,630

19. 防火対象物数

(令和2年4月1日現在)

項	区分	政令別表に定める防火対象物	数
1 項	イ	映 画 館 関 係	2
	ロ	公 会 堂、集 会 場 関 係	3 2
2 項	イ	キ ャ バ レ ー、カ フ ェ 関 係	0
	ロ	遊 技 場 関 係	7
	ハ	風 俗 営 業 関 係	0
	ニ	個 室 ビ デ オ 店 関 係	2
3 項	イ	待 合、料 理 店 関 係	0
	ロ	飲 食 店 関 係	2 4
4 項		百 貨 店、マ ー ケ ッ ト 関 係	6 3
5 項	イ	旅 館、宿 泊 所 関 係	9
	ロ	寄 宿 舎、共 同 住 宅 関 係	4 1 5
6 項	イ	病 院、診 療 所 関 係	3 5
	ロ	養 護 施 設 関 係	2 1
	ハ	デ イ サ ー ビ ス、軽 費 老 人 ホ ー ム 関 係	3 8
	ニ	幼 稚 園、特 別 支 援 学 校 関 係	1 2
7 項		学 校 関 係	5 0
8 項		図 書 館	0
9 項	イ	特 殊 浴 場 関 係	0
	ロ	公 衆 浴 場 関 係	3
10 項		車 両 の 停 車 場	2
11 項		神 社、寺 院、教 会	1 7
12 項	イ	工 場 又 は 作 業 場 関 係	1 8 2
13 項	イ	自 動 車 車 庫 又 は 駐 車 場	5 5
14 項		倉 庫 等	1 0 9
15 項		前 各 項 に 該 当 し な い 事 業 所	1 5 7
16 項	イ	複 合 用 途 防 火 対 象 物	1 6 0
	ロ	イ 以 外 の 複 合 用 途 防 火 対 象 物	8 7
17 項		重 要 文 化 財 関 係	1
18 項		延 長 50 メ ー ト ル 以 上 の ア ー ケ ー ド	2
合 計			1, 4 8 5

20. 消防分团区域图



2 1. 常備消防力・非常備消防力の現況表

(令和2年4月1日現在)

署 所 ・ 分 団 別	区 分	人 員	消 防 車 両				そ の 他 の 車 両							基 地 局	移 動 局	携 帯 無 線
			ポンプ車	水そう車	はしご車	可搬式	救急車	救助車	査察車	作業車	指揮車	広報車	資機材搬送車			
高 田 署		50	1	1	1		1	1	1	1	1		1		10	9
南 出 張 所		12	1				1			1					3	2
東 出 張 所		12	1				1			1					3	2
団 本 部		3														
本 分 団		14	1													1
第 1 分 団		15	1													1
第 2 分 団		10	1													1
第 3 分 団		14	1													1
第 4 分 団		15	1													1
第 5 分 団		15	1													1
第 6 分 団		15	1													1
第 7 分 団		15	1													1
第 8 分 団		15	1													1
第 9 分 団		14	1													1
第 10 分 団		13	1													1
女性消防団		12														
合 計		244	14	1	1	0	3	1	1	3	1	0	1	0	16	24

2 2 . 市内消防水利施設状況表

(1) 消防水利一覧表

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

No	町 名	目 標 位 置	容 量	管 理
1	出屋敷	介護老人福祉施設「和里」	4 0 m ³	私
2	市場	大和高田リバティ壺番館	4 0 m ³	私
3	市場	市場児童公園東側	4 0 m ³	公
4	市場	松村宅北西側	4 0 m ³	公
5	市場	第 1 0 分団車庫	6 0 m ³	公
6	市場	第 1 0 分団車庫南側 5 0 m 付近	4 0 m ³	公
7	市場	龍光院東側	4 0 m ³	公
8	市場	井生酒店南側 市営住宅市場団地前	4 0 m ³	公
9	市場	オークワ大和高田店	4 0 m ³	私
10	大谷	大和大谷別院東側路上	4 0 m ³	公
11	大谷	集会場西側（公園内）	4 0 m ³	公
12	築山	第 4 分団車庫	6 0 m ³	公
13	築山	飯田燃料店舗	120 m ³	公
14	池田	老人ホーム慈光園	4 0 m ³	私
15	大中	ライオンズ大和高田セントハウス	4 0 m ³	私
16	礪野北町	大和高田市立病院敷地内北東側	4 0 m ³	公
17	礪野町	パラツィーナ大和高田アネックス	4 0 m ³	私
18	礪野町	畑中産業株式会社内	4 0 m ³	私
19	神楽 1 丁目	エンゼルロワール大和高田内（P ゲート横 0 1 1 9）	4 0 m ³	私
20	神楽 2 丁目	志野義治宅前（神楽公園北側・開放型）	5 4 m ³	公
21	神楽 3 丁目	サンプラザ神楽	4 0 m ³	私
22	神楽 3 丁目	ディオフェルティ大和高田	4 0 m ³	私
23	池尻	スーパーおくやま	4 0 m ³	私
24	池尻	コーナン	4 0 m ³	私
25	日之出町	コスモ大和高田北側植込み内	4 0 m ³	私
26	日之出町	老人保健施設ふれあい北側	4 0 m ³	私
27	日之出町	土庫病院救急入口横	4 0 m ³	私
28	日之出町	第 2 分団車庫北側壁面	6 0 m ³	公
29	幸町	ライオンズマンション大和高田エントランス横（採水口）	4 0 m ³	私
30	幸町	ユニライフ大和高田東棟南東角	4 0 m ³	私
31	幸町	ネオハイツ大和高田 B 棟	4 0 m ³	私
32	幸町	大和高田アーバンコンフォート	4 0 m ³	私
33	幸町	シティヴィラ大和高田	4 0 m ³	私
34	北本町	東急ドエル・アルス	4 0 m ³	私
35	大中東町	ブランズ大和高田	4 0 m ³	私
36	本郷町	シャルマンコーポ大和高田北側	4 0 m ³	私
37	大中東町	大中東マンション南側	4 0 m ³	私
38	大中東町	F e l i c e 内	4 0 m ³	私
39	永和町	本分団車庫前	6 0 m ³	公
40	本郷町	さざんかホール南側公園内	4 0 m ³	公
41	南本町	竹寿司前	4 0 m ³	公

No	町 名	目 標 位 置	容 量	管 理
42	北片塩町	当麻寛宅西側	4 0 m ³	公
43	大中南町	ルミエール壱番館	4 0 m ³	私
44	大中南町	ルミエール貳番館	4 0 m ³	私
45	片塩町	近商ストア一敷地内（建物北側）	4 0 m ³	私
46	春日町 1 丁目	セレナ大和高田南東側（高田川河川道路沿い）	4 0 m ³	私
47	磯野新町	ワシントンアヴェニュー北側（玄関右側コンテナ前）	4 0 m ³	私
48	西三倉堂 1 丁目	パチンコ・ヒメカン（南西角駐車場入口）	4 0 m ³	私
49	片塩町	高田市駅前アーバンコンフォート北側	4 0 m ³	私
50	東中	奈良学園高校校舎	4 0 m ³	私
51	東中 2 丁目	グローバル高田	4 0 m ³	私
52	三和町	ユニライフ大和高田Ⅱ	4 0 m ³	私
53	旭北町	カルム大和高田	4 0 m ³	私
54	旭南町	リヴェール大和高田	4 0 m ³	私
55	曾大根 1 丁目	サントウン曾大根公園内	4 0 m ³	公
56	曾大根 1 丁目	プリンスコート高田	4 0 m ³	私
57	藤森	青垣更生園内新棟西側	4 0 m ³	私
58	土庫 1 丁目	米田宅東側	4 0 m ³	公
59	土庫 1 丁目	光輪寺東側	4 0 m ³	公
60	土庫 2 丁目	リバティ八番館	4 0 m ³	私
61	土庫 1 丁目	ヤヨイ文化住宅北側	4 0 m ³	公
62	大東町	エクセランス大和高田内	4 0 m ³	私
63	材木町	サンライズ内	6 0 m ³	公
64	材木町	フラワーショップ山口東側	4 0 m ³	公
65	材木町	川東貞行宅東側	4 0 m ³	公
66	曙町	消防第 1 分団コミュニティーセンター	6 0 m ³	公
67	昭和町	昭和町公園内	4 0 m ³	公
68	昭和町	朝日プラザ C I T Y 南大和ウエストウイング北側	4 0 m ³	私
69	昭和町	朝日プラザ C I T Y 南大和イーストウイング B 棟北側	4 0 m ³	私
70	昭和町	朝日プラザ C I T Y 南大和イーストウイング C 棟北側	4 0 m ³	私
71	曙町	巽智宅北東側	4 0 m ³	公
72	昭和町	朝日プラザ C I T Y 南大和ノースウイング北側	4 0 m ³	私
73	曙町	松田勲宅東側	4 0 m ³	公
74	曙町	市立みどり保育所北西角	4 0 m ³	公
75	旭南町	株式会社アピラス北側	4 0 m ³	私
76	中今里町	パラツィーナ・セシリア	4 0 m ³	私
77	南今里町	ニューエスト・タカダ	4 0 m ³	私
78	今里町	ホテル 2 4 の森の物語前	4 0 m ³	私
79	田井新町	グリーンコーポ大和高田	4 0 m ³	私
80	曾大根	パチンコスーパードーム	4 0 m ³	私
81	曾大根	ハーモニープラザ（ダイキ新庄高田店）	4 0 m ³	私
82	甘田町	雇用促進住宅曾大根宿舍内	4 0 m ³	公
83	西坊城	東高田県営住宅 2 棟南側	4 0 m ³	公
84	奥田西町	森川文具店西側	4 0 m ³	公
85	根成柿	高田ビックゴルフ駐車場	4 0 m ³	私
86	根成柿	ネオシティ A 棟東側	4 0 m ³	私
87	根成柿	ネオシティ B 棟南側	4 0 m ³	私
88	根成柿	介護老人保健施設「光陽」	4 0 m ³	私

No	町 名	目 標 位 置	容 量	管 理
89	根成柿	中井記念病院駐車場	4 0 m ³	私
90	大谷	フィットネスクラブ北東角	4 0 m ³	私
91	大谷	テナント店舗棟 南東角	4 0 m ³	私
92	大谷	コープ店舗棟 西側	4 0 m ³	私
93	大中東	名倉八重子共同住宅前	4 0 m ³	私
94	幸町	トナリエ北側	8 0 m ³	私
95	幸町	トナリエ東側	4 0 m ³	私

公 設	3 2
私 設	6 3

(2)大和高田市内指定消防水利外(40m³未満)一覧表

(令和2年4月1日現在)

No	町 名	目標位置	容 量
1	西代	竹村敏彦宅西側（地藏さん東側）	2 0 m ³
2	橘町	橘町公園北西角路上	2 0 m ³
3	橘町	橘町集会所公園内北西角	2 0 m ³
4	市場	セイコー社北側	2 0 m ³
5	礪野町	大円寺東側	2 0 m ³
6	高砂町	JR 高田駅西側駅前ロータリー出口	2 0 m ³
7	大中南町	県立高田高校正門北側 1 0 0 m	2 0 m ³
8	片塩町	サニー片塩北側	2 0 m ³
9	今里町	国道センタービル西側	2 0 m ³
10	土庫	藤森団地児童公園内	2 0 m ³
11	花園町	花園町公民館北側	2 0 m ³
12	松塚	名願寺北東側	2 0 m ³
13	曙町	堀口保宅西側	2 0 m ³
14	今里川合方	大和高田市クリーンセンター内	3 0 m ³

(3)大和高田市内プール一覧表

(令和2年4月1日現在)

No	対象物名	容量
1	磐園小学校プール	2 7 5 m ³
2	浮孔小学校プール	3 1 5 m ³
3	高田小学校プール	3 5 0 m ³
4	土庫小学校プール	2 7 5 m ³
5	菅原小学校プール	4 0 0 m ³
6	片塩小学校プール	4 0 0 m ³
7	陵西小学校プール	2 7 5 m ³
8	浮孔西小学校プール	3 9 0 m ³
9	高田中学校プール	3 7 5 m ³
10	高田西中学校プール	4 0 5 m ³
11	片塩中学校プール	4 0 5 m ³
12	県立高田高校プール	6 0 0 m ³
13	総合公園コミュニティプール	4 7 0 m ³

(4)消火栓一覧表

(令和2年4月1日現在)

管口径	75mm	100mm	150mm	200mm	250mm	300mm	350mm	400mm 以上	計
消火栓数	2 9 9	5 7 0	3 0 5	3 4	1 3 6	4 2	2 1	3 9	1, 4 4 6

23. 消防機械配置状況

(令和2年4月1日現在)

機器械名称	形 式	車 令 等	備 考
ポンプ車	TKG-XZU640M	平成28年1月登	奈良830す201
ポンプ車	SKG-XZU640M	平成23年12月登	奈良830た102
ポンプ車	TKG-XZU685M	平成30年2月登	奈良830ち202
タンク車	TKG-XZU685M	令和元年6月登	奈良830と301
梯子車	QPR-FH1ALDA改	平成29年2月登	奈良830ち801
救助車	BDG-GX7JGWA改	平成22年1月登	奈良830す9119
救急1号車	CBF-FPWGE50改	平成26年11月登	奈良800す3945
救急2号車	FPWGE50改	平成29年3月登	奈良830そ903
救急3号車	FPWGE50改	平成30年1月登	奈良830に373
査察車	TC-SK82VN	平成15年6月登	奈良800さ5415
指揮車	QDF-GDH206V	平成31年3月登	奈良800す5887
作業車	GD-S21OP	平成12年6月登	奈良80あ944
作業車	LE-S200P	平成15年6月登	奈良80あ1323
作業車	EBD-S201P	平成22年8月登	奈良880あ729
資機材搬送車	TKG-XZU675M	平成31年3月登	奈良800す5912
本 分 団	BDG-XZU304E	平成22年5月登	奈良831に119
1 分 団	TKG-XZU600E	平成28年12月登	奈良830つ1119
2 分 団	U-FE538B改	平成6年11月登	奈良88す4023
3 分 団	TDG-NMS85AN	平成27年1月登	奈良830す3119
4 分 団	TKG-XZU600E	平成30年10月登	奈良830せ4110
5 分 団	U-FE538B改	平成6年9月登	奈良88す3919
6 分 団	U-FE538B改	平成5年11月登	奈良88す3265
7 分 団	2RG-XZU600E	令和元年10月登	奈良830す7119
8 分 団	KC-FE538B改	平成8年2月登	奈良88す5231
9 分 団	TKG-XZU600E	平成24年10月登	奈良830す9119
10 分 団	KK-FE53EB改	平成13年12月登	奈良800さ4087

2 4. 大和高田市地域婦人会連絡協議会・日赤大和高田市地区奉仕団の組織規模

(1) 大和高田市地域婦人会連絡協議会：2 3 1 名（令和 2 年 4 月 1 日現在）

(2) 日赤大和高田市地区奉仕団：3 5 9 名（令和 2 年 4 月 1 日現在）

25. 災害救助法を適用された場合の基準

(根拠：「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」)

平成25年10月1日号外内閣府告示第228号

最終改正 令和元年10月23日内閣府告示第378号)

令和2年4月1日現在

救助の種類	対象	支出できる費用と限度額等	期間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するもの。	- 支出できる費用 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 - 基本額 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 - 加算額 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	- 避難に当たっての輸送費は別途計上 - 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて供与することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に供与するもの。	【建設型応急住宅】 - 支出できる費用 設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費 - 規 模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 - 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内	供与期間は、建築基準法第85条第3項及び第4項に基づき、2年以内	- 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても戸数に応じた小規模な施設を設置できる) - 複数の高齢者等要配慮者等に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 - 災害発生の日から20日以内着工し、速やかに設置すること。 - 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費である。
		【賃貸型応急住宅】 - 支出できる費用 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なもの - 規 模 世帯人数に応じ、建設型仮設住宅に準ずる - 基本額	供与期間は、建設型仮設住宅と同様。	災害発生の日から速やかに借上げ、提供すること
炊き出しその他の食品の給与	下記の者に対して行うもの - 避難所に避難している者 - 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	- 支出できる費用 主食、副食及び燃料等の経費 - 基準額 1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	- 被災者が直ちに食することができる現物によるものであること。 - 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)

救助の種類	対象	支出できる費用と限度額等		期間	備 考		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者に対して行うもの（飲料水及び炊事のための水であること。）	1 支出できる費用 水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は危機の借上げ費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用（輸送費、人件費は別途計上） 2 基準額 当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うもの	・支出できる費用と金額 季別及び世帯区分により位置・世帯辺り下記に掲げる額の以内とする。 （季別は、夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月）とし、災害発生の日をもって決定する。）		災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。	1 被害の実情に応じ、下記品目の範囲内において現物をもって行うこと ・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事用具及び食器 ・高熱材料 2 備蓄物資の価格は年度当初の評価額		

救助の種類	対象	支出できる費用と限度額等	期間	備 考
被災した住宅の応急修理	住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者に対して行うもの	1 支出できる費用 一世帯あたり下記の額以内 ・半壊又は半焼に順ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300、000円以内 ・上記の世帯以外の世帯 595、000円以内	住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヵ月以内に完了すること	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊（焼）又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うもの 2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること	貸与できる額 ・生業費 1件当たり30、000円以内 ・就職支度費 1件当たり15、000円以内	資金の貸与は、災害発生の日から1ヶ月以内に完了しなければならない。	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校小学校児童、中学校生徒、高等学校等生徒等に対して行うもの	1 支出できる費用・金額 ○教科書代 ・小学校児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 ・高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 ○文房具費及び通学用品費 1人当たり次の金額以内 ・小学生児童 4,500 円 ・中学生生徒 4,800 円 ・高等学校等生徒 5,200 円	学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うもの	支出できる費用 1体当たり 大人（12歳以上） 215、200円以内 小人（12歳未満） 172、000円以内	埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない	1 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、下記の範囲内において行う ・棺（附属品を含む。） ・埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ・骨つぼ及び骨箱
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うもの	○支出できる費用 舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対象	支出できる費用と限度額等	期間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うもの。	支出できる費用 1 死体の洗浄、縫合、消毒等 1 体当たり 3,500 円以内 2 死体の一時保存 ・既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 ・既存建物を利用できない場合 1 体当たり 5,400 円以内 この場合、死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。 3 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする	死 体 の 処 理 は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。	1 下記の範囲内において行うこと。 ・死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ・死体の一時保存 ・検 案 2 検案は原則として救護班において行う。 3 輸送費、人件費は、別途計上
障害物の除去	災害によって、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うもの	1 支出できる費用 他除去のため必要な機械、器具等の借上費又な購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等 2 限度額 市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が 137,900 円以内とすること。	障 害 物 の 除 去 は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない	
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	災害救助法第 4 条第 1 項各号の救助を実施するに当たり必要な輸送及び賃金職員等雇用のための費用を支給するもの	1 支出できる費用の範囲 ・被災者の避難に係る支援 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・飲料水の供給 ・死体の搜索 ・死体の埋葬 ・救済用物資の整理配分 2 限度額 当該地域における通常の実費	輸送及び雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条に規定する者に支給するもの	1 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職 日当、時間外勤務手当及び旅費（細部省略） 2 土木業者、建築業者、鉄道事業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送業者、港湾運送業者及びこれらの従業者 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 3 % の額を加算した額以内		
救助の事務を行うのに必要な費用	災害救助法第 4 条に規程する救助の事務を行うのに要した下記の費用 1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	(略)		災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

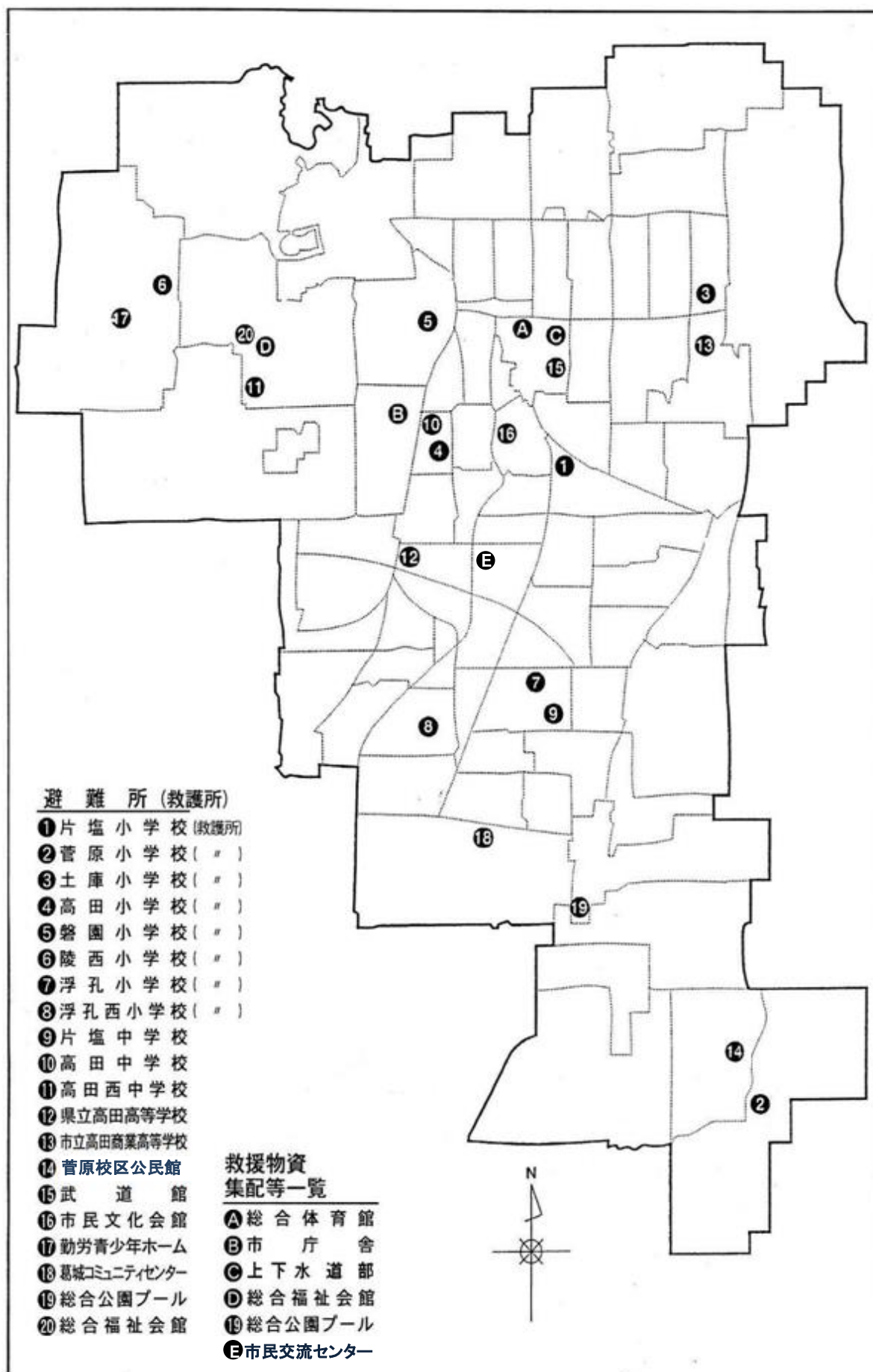
26. 避難所及び収容人員一覧

(令和2年5月1日現在)

	避難所	建物延面積 (㎡)	総敷地面積 (㎡)	避難者最大 収容人員(人)	災害 種別	
					地震	洪水
1	片塩小学校	7,832	14,389	900	○	—
2	菅原小学校	5,919	11,225	950	○	—
3	土庫小学校	4,037	9,367	650	○	—
4	高田小学校	7,702	12,441	1,000	○	—
5	磐園小学校	5,376	8,674	800	○	—
6	陵西小学校	6,885	16,884	1,000	○	○※
7	浮孔小学校	6,781	12,164	1,000	○	—
8	浮孔西小学校	5,836	19,746	950	○	—
9	片塩中学校	11,722	21,162	1,100	○	—
10	高田中学校	11,547	19,692	1,100	○	—
11	高田西中学校	8,662	26,572	1,100	○	○※
12	県立高田高等学校	7,457	22,751	400	○	—
13	市立高田商業高等学校	9,241	39,558	1,100	○	—
14	菅原校区公民館	330	955	80	○	—
15	武道館	1,456	1,051	300	○	○※
16	文化会館 (さざんかホール)	10,501	4,640	1,600	○	○※
17	勤労青少年ホーム	1,009	2,227	200	—	○※
18	葛城コミュニティセンター	910	2,324	200	○	○※
19	総合公園プール	2,480	100,000	300	○	—
20	総合福祉会館 (ゆうゆうセンター)	4,795	12,993	1,200	○	○※
合 計		120,478	358,815	15,930		

※ 計画規模降雨での洪水時において、想定浸水深0.5m未満に立地する施設である。

■避難所位置図



27. 救援物資集配所等一覧

(令和2年4月1日現在)

	施設名	建物延面積 (㎡)	総敷地面積 (㎡)	用途
A	総合体育館	5,299	8,920	救援物資集配所
B	市庁舎	6,060	8,738	〃
C	上下水道部	3,950	8,370	〃
D	総合福祉会館 (ゆうゆうセンター)	4,795	12,993	〃
19	総合公園多目的グラウンド	(テント設置)	12,300	〃
E	市民交流センター	4,474	2,884	〃
合 計		20,104	51,321	〃

28. 非常炊き出し場所

(令和2年4月1日現在)

名 称	所 在 地	1回当たり 炊き出し可能食数	電話番号
市民交流センター (LP)	片塩町12-5	700人分	44-3210
高田小学校給食場 (LP)	大中東5-15	1,000人分	22-0251
菅原 〃 〃	根成柿436	400人分	22-0751
片塩 〃 〃	旭北町2-1	1,000人分	22-0151
陵西 〃 〃	池田3	500人分	22-0651
磐園 〃 〃	有井1	500人分	22-0551
土庫 〃 〃	土庫3-5-34	400人分	22-0351
浮孔 〃 〃	中三倉堂2-5-48	500人分	22-0451
浮孔西 〃 〃	曾大根31	600人分	53-0313
高田商業高校	材木町8-3	400人分	22-2251
合 計		6,000人分	

2 9 . 避難生活運営計画書作成例

〇〇町自主防災組織

① 組織の概要

自 主 防 災 組 織 名	構 成 人 数	災害弱者数	屋内避難者数	屋外避難者数
〇〇町自主防災組織	人	人	人	人

② 避難所の概要

避 難 所 名	延 床 面 積	空 地 面 積	収 容 人 数	電 話 番 号	施 設 概 要
	m ²	m ²	人		

③ 避難経路

	×		×		×	
↓						
集合場所	×		×		×	避難場所

複数の避難経路を定め、避難誘導は早く安全に避難できるよう繰り返し行う。

④ 避難所台帳

世帯主名	世帯人数	要配慮者人数 (左記の内数)	電話番号	備 考 (担当班等)
	人	人		
	人	人		
	人	人		
	人	人		
	人	人		
	人	人		

⑤ 組織及び運営

役 職 名	氏 名	住 所	電 話 番 号
会 長			
副 会 長			
配置市職員			

各班の編制人数については、それぞれの自主防災組織の実情にあわせ編成すること。

また、避難生活に入った場合の指揮・命令系統の確立及び組織内の各班の応援協力体制についても明確にしておくこと。

⑥ 備蓄資器材等の状況

用途別資器材	資 機 材 名 と 数 量
情報収集伝達	・拡声器 () ・無線機 () ・ラジオ ()
医療救護資材	・救急セット () ・ちり紙 () ・生理用品 ()
給食炊出し機材	・卓上コンロ () ・プロパン () ・ポリタンク ()
照明機材等	・投光機 () ・強力ライト () ・ろうそく ()
災害時要配慮者資機材	・リヤカー () ・車いす () ・タンカ ()
寝具（毛布）等	・防災毛布 () ・タオル () ・シート ()
救出器具	・つるはし () ・のこぎり () ・スコップ () ・ロープ () ・ハンマー () ・発電機 ()
消火器具	・消火器 () ・バケツ () ・可搬ポンプ ()
その他	・テント () ・石けん () ・洗剤 () ・軍手 () ・ライター () ・下着類 ()

⑦ 医療施設

医療救護施設	住 所	電話番号	派遣医師名等

⑧ 被害状況の報告について

自主防災組織の会長は、通信連絡班長とともに地域の被害の状況を取りまとめ、市災害対策本部長に報告しなければならない。

人的及び住家の被害状況報告書											
災 害 の 名 称					災害発生の日時		年 月 日 時 分				
災害発生場所			大和高田市								
災害報告時限			月 日 時現在		自主防災組織名及び担当者名		○町自主防災組織				
人 的 被 害	負 傷 者	死	者	人	住 家 被 害	世 帯 人 員	床上浸水	世帯			
		行	方	不				明	人	人	
		重	傷	人			床下浸水	世帯			
				軽				傷	人	人	
		小	計	人			非住家の被害（全半壊等）棟				
住 家 の 被 害	棟 数	全壊・全焼・流失		棟	災 原 害 因 発 生 の						
		半壊又は半焼		棟		被 害 状 況					
		一部破損		棟			実 救 施 助 済 措 み 置				
		床上浸水		棟							
		床下浸水		棟							
		世 帯 数 ・ 人 員	全壊・全焼・流失		世帯 人			必 対 要 策 な 等 応 急 そ の 他			
			半壊又は半焼		世帯 人						
			一部破損		世帯 人						

30. 災害時における生活必需品の供給協力店

(令和2年4月1日現在)

名 称	住 所	電話番号
市民生活協同組合ならコープ	大和高田市曾大根 196	23-5757
大和高田市商業者組織連合会	大和高田市大中 106-2 (大和高田商工会議所)	22-2201

3 1. 生活必需物資調達予定数量

調 達 対 象 物 資	調達必要量	備考（算出根拠等）
米	41,400kg	1 人 1 日 600g 被災者 23,000 人の 3 日分 $600\text{g} \times 23,000 \text{ 人} \times 3 = 41,400 \text{ k g}$
粉 ミ ル ク	62kg	1 人 1 日 170g の 3 日分（0 才児の被災者対象） 対象者 $170\text{g} \times 120 \text{ 人} \times 3 = 62 \text{ k g}$
味 噌	2,070kg	1 人 1 日 30g 被災者 23,000 人の 3 日分 $30\text{g} \times 23,000 \text{ 人} \times 3 = 2,070 \text{ k g}$
し ょ う ゆ	2,070 リットル	1 人 1 日 30cc 被災者 23,000 人の 3 日分 $30\text{g} \times 23,000 \text{ 人} \times 3 = 2,070 \text{ リットル}$
塩	1,380kg	1 人 1 日 20g 被災者 23,000 人の 3 日分 $20\text{g} \times 23,000 \text{ 人} \times 3 = 1,380 \text{ k g}$
シ ャ ツ	23,000 枚	1 人 1 枚
下 着 類	23,000 組	1 人 1 組
作 業 着	12,500 着	1 人 1 着（15 才～60 才の被災者対象）
毛 布	24,000 枚	1 人 2 枚（避難所備蓄分は除く）
茶碗（箸・スプーン）	23,000 個	1 人 1 個
皿	46,000 枚	1 人 2 枚
な べ、ハ ン ゴ ー	10,000 個	1 世帯 2 個
や か ん	5,000 個	1 世帯 1 個
バ ケ ツ	5,000 個	1 世帯 1 個
タ オ ル	23,000 本	1 人 1 本
軍 手	12,500 双	1 人 1 双（15 才～60 才の被災者対象）
石 鹼	23,000 個	1 人 1 個
洗 剤	5,000 箱	1 世帯 1 箱
紙 お む つ	3,000 枚	1 人 1 日 8 枚の 3 日分（0 才児の被災者対象） $8 \text{ 枚} \times \text{対象者 } 120 \text{ 人} \times 3 \text{ 日} = 2,880 \text{ 枚}$
ウェットティッシュ	10,000 個	1 世帯 2 個
哺 乳 瓶	120 本	1 人 1 本（0 才児の被災者対象）
生 理 用 品	5,800 人分	（10 才～55 才の被災女性）
雨 具	12,500 着	1 人 1 着（15 才～60 才の被災者対象）
運 動 靴	23,000 足	1 人 1 足
懐 中 電 灯	5,000 個	1 世帯 1 個
乾 電 池	20,000 個	1 電灯 4 個
マ ッ チ ・ ラ イ タ ー	5,000 個	1 世帯 1 個

3 2. 水道工事応援要請指定業者一覧

(令和2年4月1日現在)

指 定 業 者 名	住 所	電 話 番 号
池 田 水 道 工 業 (株)	大和高田市北本町4-21	52-2871
(株) 中 野 水 土 木 工 業 所	〃 西三倉堂2丁目1-7	53-2753
(株) 白 鳥 水 道 工 業 所	〃 築山709	22-2220
中 島 設 備 工 業 (株)	〃 吉井208	52-8618
森 村 水 道 工 業 所	〃 東雲町13-15	52-1870
(株) 米 田 設 備 工 業 所	〃 根成柿186-22	53-4308
富 水 道 工 業 所	〃 秋吉68-4	52-0110
(株) 森 本 配 管 工 業 社	〃 中三倉堂2丁目9-35	22-1766
渡 辺 設 備 工 業 (株)	〃 田井新町3-17	22-1768
(株) 吉 永 設 備	〃 蔵之宮町16-18	53-5413
(株) 水 匠	〃 日之出東本町20-4	52-3529
マ ツ ダ 工 業 (株)	〃 奥田462-3	51-6116
(株) 高 井 設 備	〃 土庫236-2	22-0849

3.3. 車両配備状況

(令和2年4月1日現在)

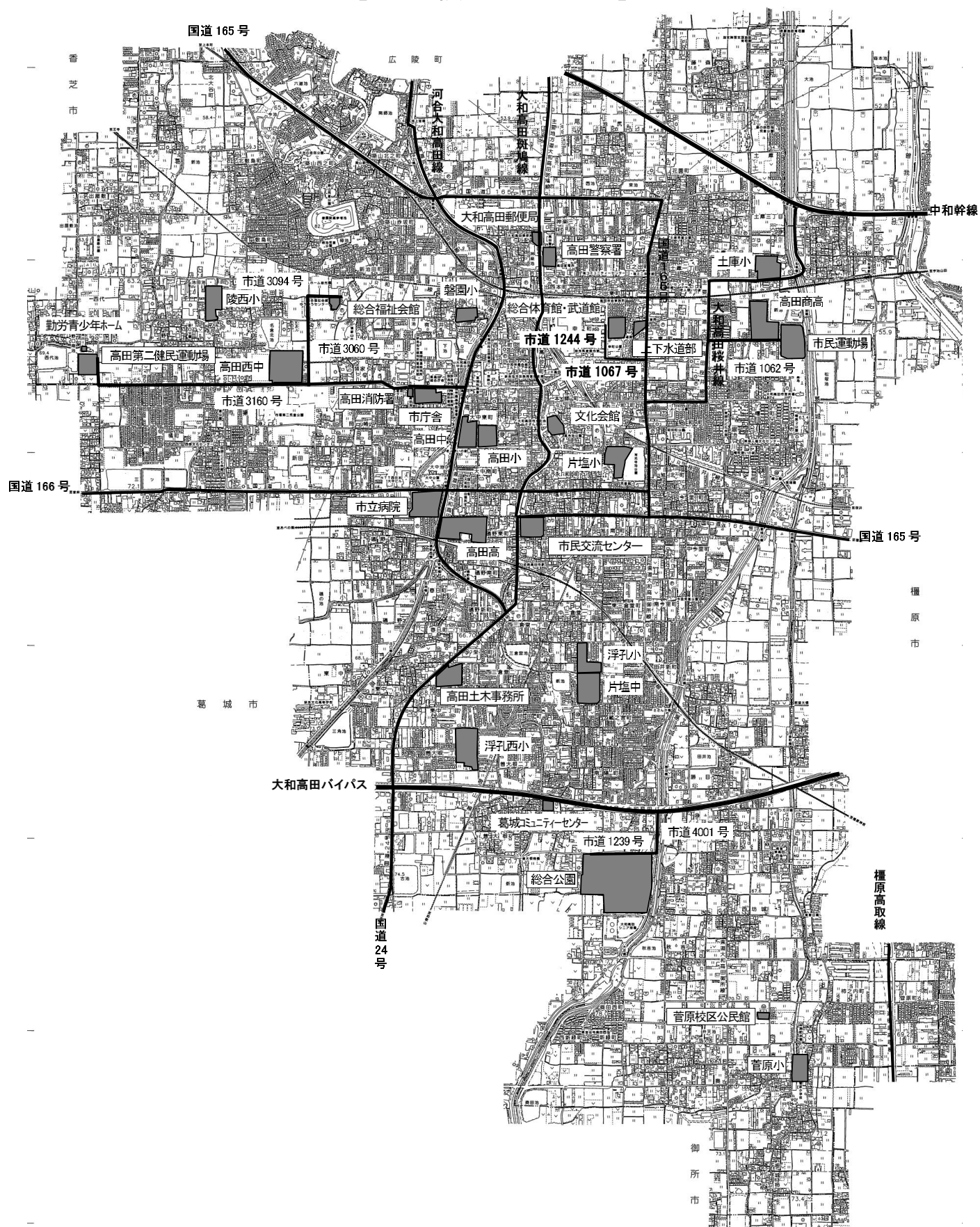
車 両 種 類	台数	所 属 別 台 数
乗 用 車	41	市役所 29 中央公民館 1 天満診療所 1 市立病院 6 上下水道部 4
貨 客 兼 用 車	26	市役所 10 保健センター 2 市民交流センター 1 中央公民館 1 体育館 1 文化会館 1 上下水道部 9 クリーンセンター 1
広 報 車	7	市役所 6 中央公民館 1
軽 貨 物 車	2	市役所 2
小 型 貨 物 車	30	市役所 11 上下水道部 1 クリーンセンター 17 市立病院 1
普 通 貨 物 車	8	市役所 1 クリーンセンター 6 市立病院 1
軽 貨 物 車	15	高田消防署 3 市役所 5 クリーンセンター 4 上下水道部 3
マ イ ク ロ バ ス	1	市役所 1
単 車	15	市役所 13 上下水道部 2
フ ォ ー ク リ フ ト	2	クリーンセンター 2
パ ワ ー シ ョ ベ ル	2	クリーンセンター 2
ホ イ ル ロ ー ダ ー	4	市役所 1 クリーンセンター 3
ス イ パ ー 車	1	市役所 1
散 水 車	2	市役所 2
塵 芥 収 集 車	16	クリーンセンター 16
給 水 タ ン ク 車	2	上下水道部 2
消 防 ポ ン プ 車	11	消防団 11

3 4. 緊急輸送道路

(令和2年4月1日現在)

機能区分	道路種別	路線名	(機能区分)
第1次 緊急輸送道路	一般国道（指定区間）	国道24号	他府県と連絡する幹線道路等
		国道165号	
		国道165号BP （大和高田バイパス）	
	一般県道	中和幹線	
第2次 緊急輸送道路	一般国道（指定区間外）	国道166号	第1次緊急輸送道路と防災拠点とを連絡する道路
	主要地方道	大和高田斑鳩線	
		橿原高取線	
	一般県道	河合大和高田線	
第3次 緊急輸送道路	市道	市道1062号(県道大和高田桜井線の交差点部～市民運動場前)	第1次、第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路
		市道3160号(高田橋交差点～奈良県高田第二健民運動場前)	
		市道1239号(市道4001号の交差点部～総合公園多目的グラウンド前)	
		市道4001号(国道24号BP(大和高田バイパス)交差点部～市道1239号の交差点部)	
		市道1067号(大東町交差点～市道1244号の交差点部)	
		市道1244号(市道1067号の交差点部～総合体育館前)	
		市道3060号(市道3160号の交差点部～市道3094号の交差点部)	
		市道3094号(市道3060号の交差点部～総合福祉会館前)	

【 緊急輸送道路配置図 】



35. 応急仮設住宅建設候補地一覧

(令和2年4月1日現在)

	候補地名称	所在地	所有者	有効面積 (㎡)	建設可能 戸数	設備等 引込状況
1	総合公園多目的 グラウンド	出325-1	市	12,300	146戸	なし

※ 災害救助法では、「1戸当たり平均 29.7 ㎡ (9 坪) を標準とする。」と規定があり、住宅の面積に加え通路等が必要なため、約2倍の面積が必要となる。また、駐車場も必要と考えられる。よって、 $29.7 \text{ ㎡} \times 2 \text{ 倍} + \text{駐車場 } 8 \text{ m} \times 3 \text{ m} \div 84 \text{ ㎡}$ となり、1戸当たり 84 ㎡で算出した。

36. 市内文化財一覧表

(令和2年4月1日現在)

種別	指定	名称	所在地
建造物	国重文	不動院本堂	本郷町 不動院
	県	天満神社本殿 撰社八幡神社本殿	根成柿 天満神社
	県	日本聖公会高田基督教会堂	本郷町 日本聖公会高田基督教会
	県	十二社神社本殿	藤森 十二社神社
	市	高田御坊専立寺	内本町 専立寺
	市	安楽寺跡	根成柿
	市	天満神社石塔	根成柿 天満神社
彫刻	県	木造十一面観音立像	南本町 長谷本寺
	県	木造兜跋毘沙門天立像	
考古資料	県	三倉堂池出土木棺	大中
	県	竹内遺跡出土資料	東中
無形民俗文化財	県	金峯山寺の蓮華会	奥田、巖島神社 蓮池
有形文化財	国重文	木造弥勒仏坐像	土庫 弥勒寺

3 7 . 消防団詰所一覧表

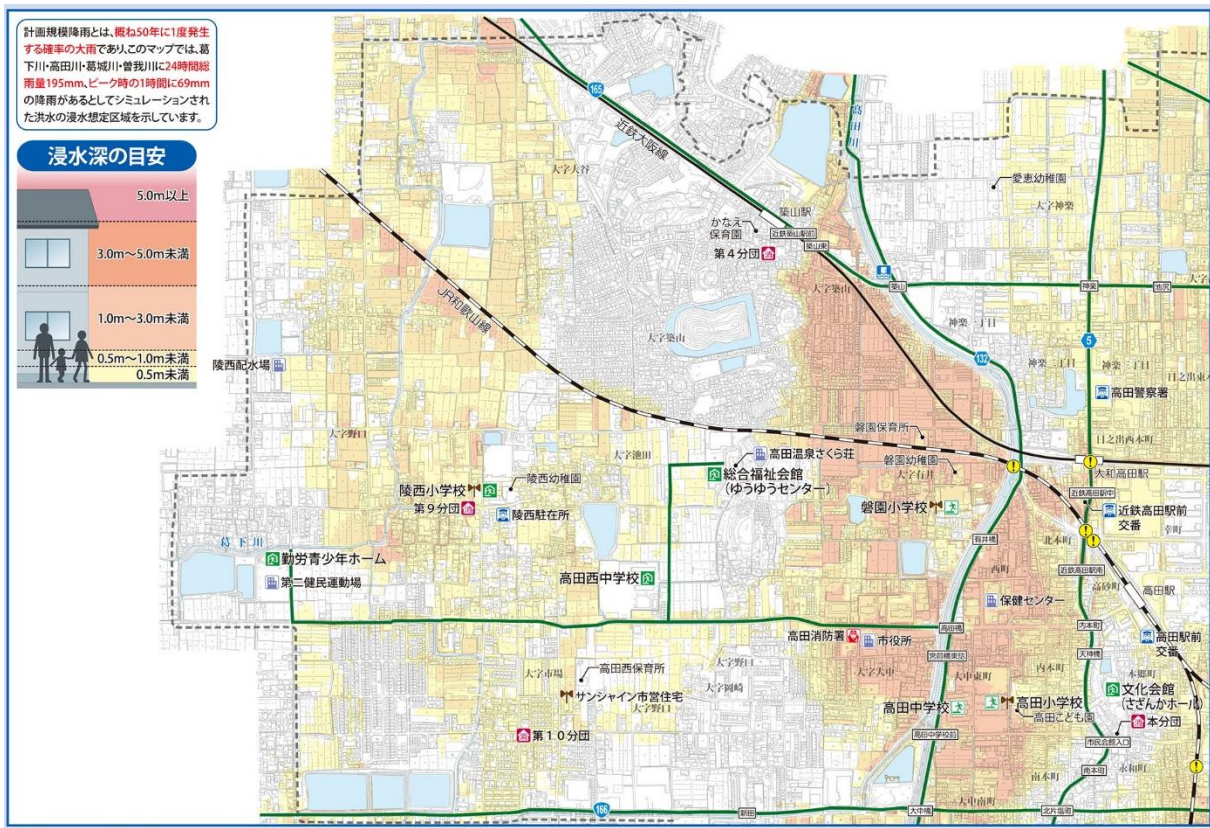
(令和2年4月1日現在)

施設名	所在地	備 考
大和高田市消防団 本分団コミュニティ消防センター	本郷町5番7号	
大和高田市消防団 第1分団コミュニティ消防センター	曙町14番2号	
大和高田市消防団 第2分団コミュニティ消防センター	日之出町11番22号	
大和高田市消防団 第3分団コミュニティ消防センター	大字土庫165番地5	
大和高田市消防団 第4分団コミュニティ消防センター	大字築山663番地3	
大和高田市消防団 第5分団コミュニティ消防センター	大字礪野361番地3	
大和高田市消防団 第6分団車庫兼詰所	大字曾大根783番地12	
大和高田市消防団 第7分団コミュニティ消防センター	大字奥田469番地2	
大和高田市消防団 第8分団車庫兼詰所	大字勝目97番地1	
大和高田市消防団 第9分団車庫兼詰所	大字野口170番地2	
大和高田市消防団 第10分団コミュニティ消防センター	大字市場421番地	

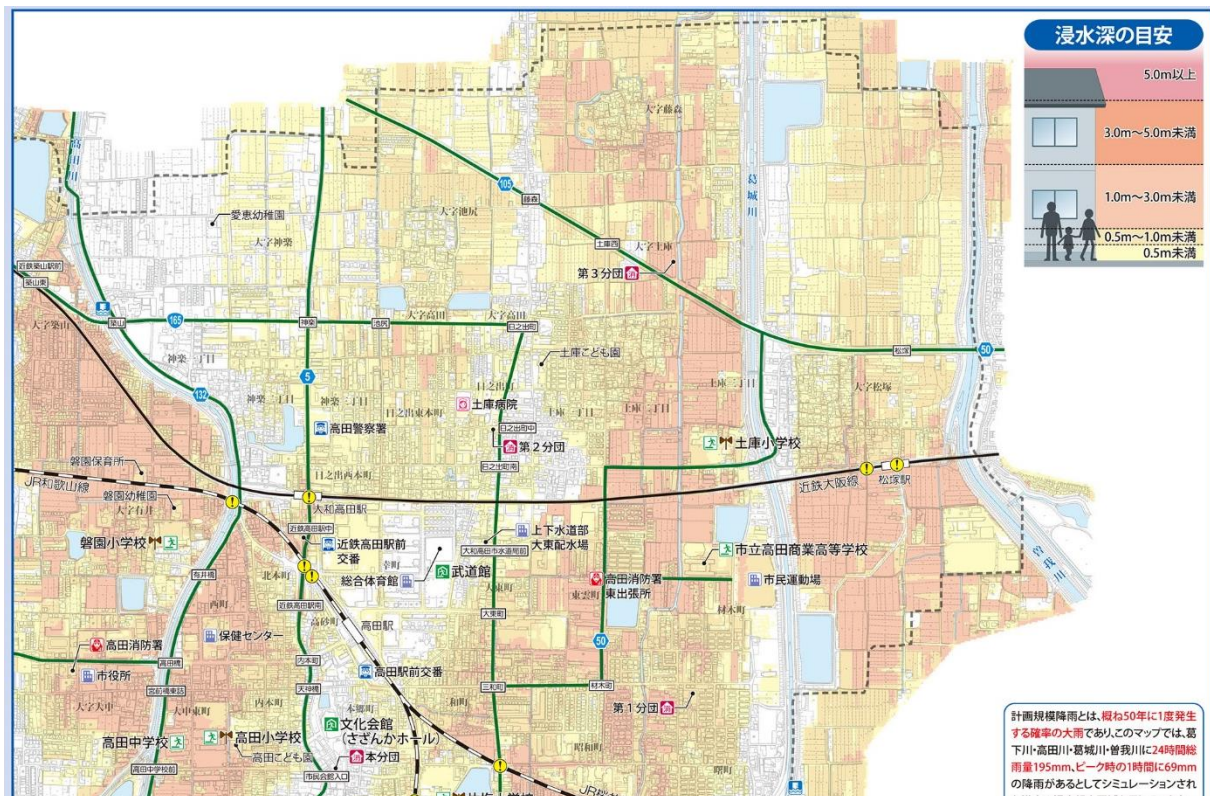
3 8. 洪水ハザードマップ

(1) 計画規模降雨時

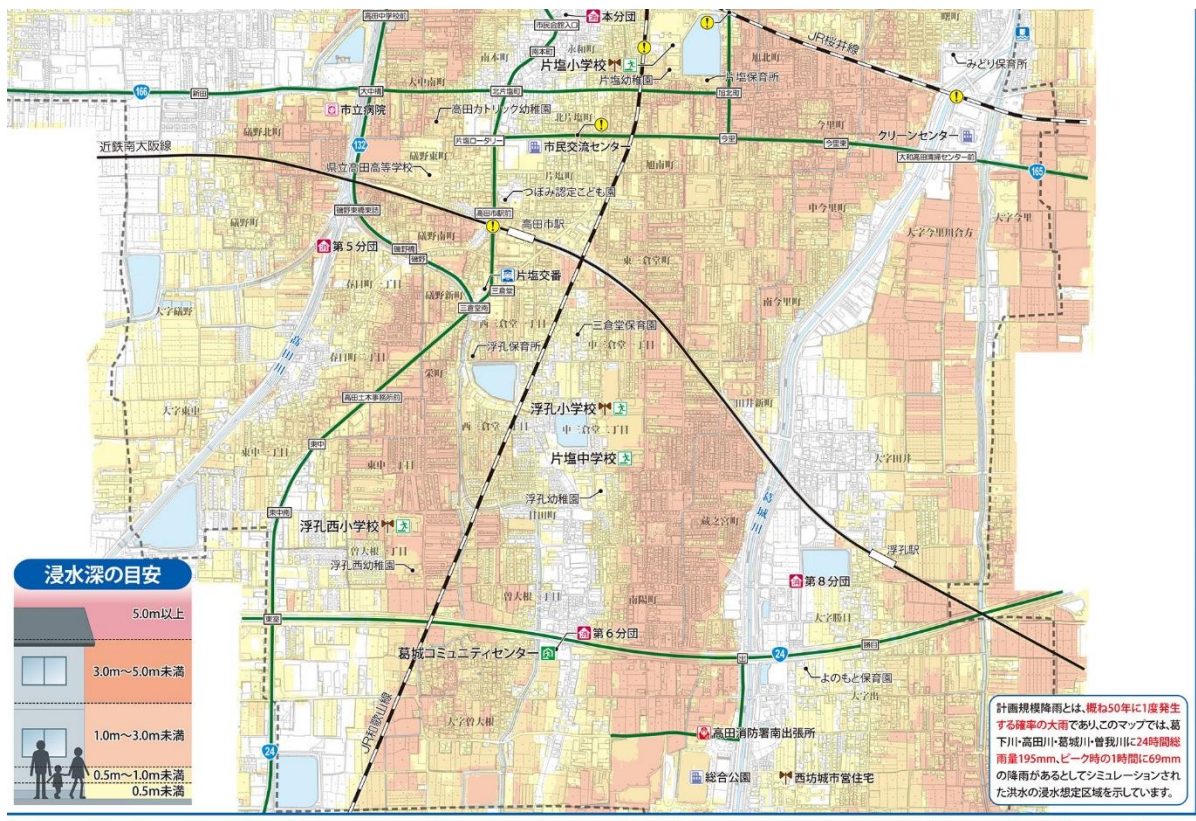
○ 市北西部



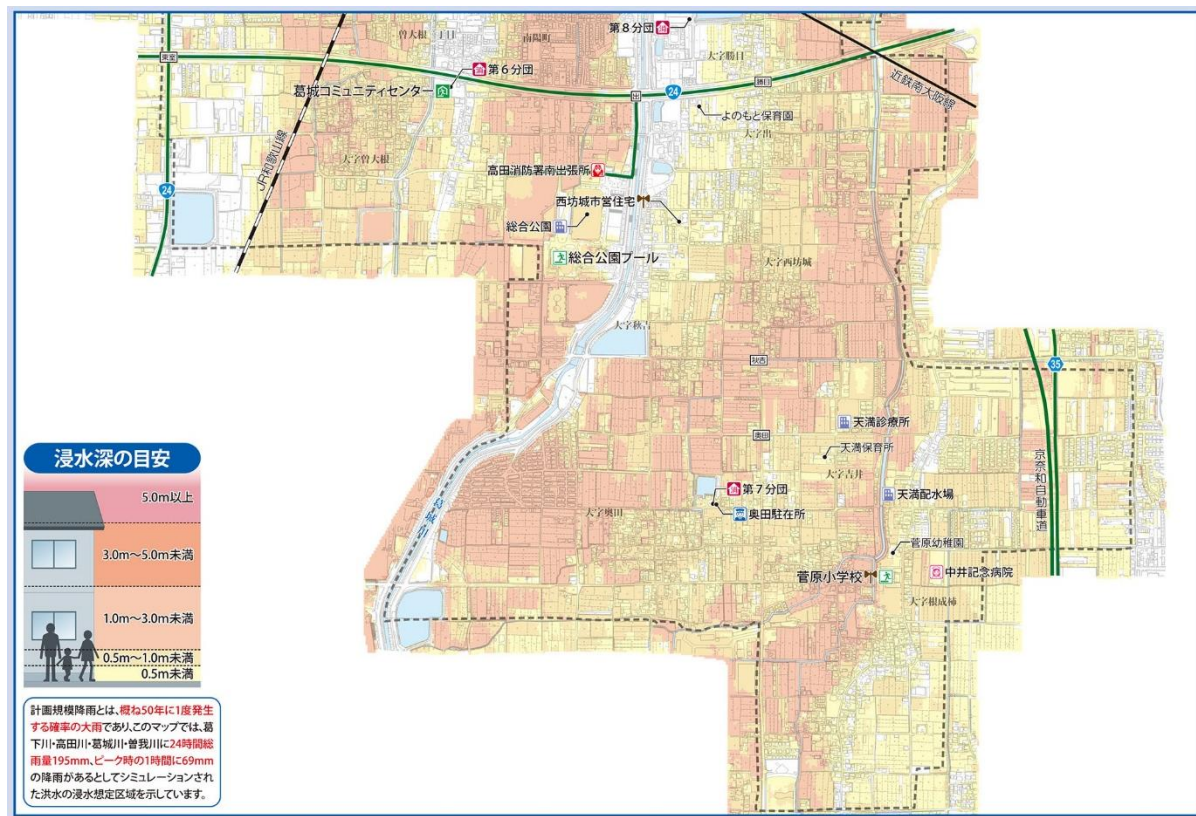
○ 市北東部



○市中央部



○市南部

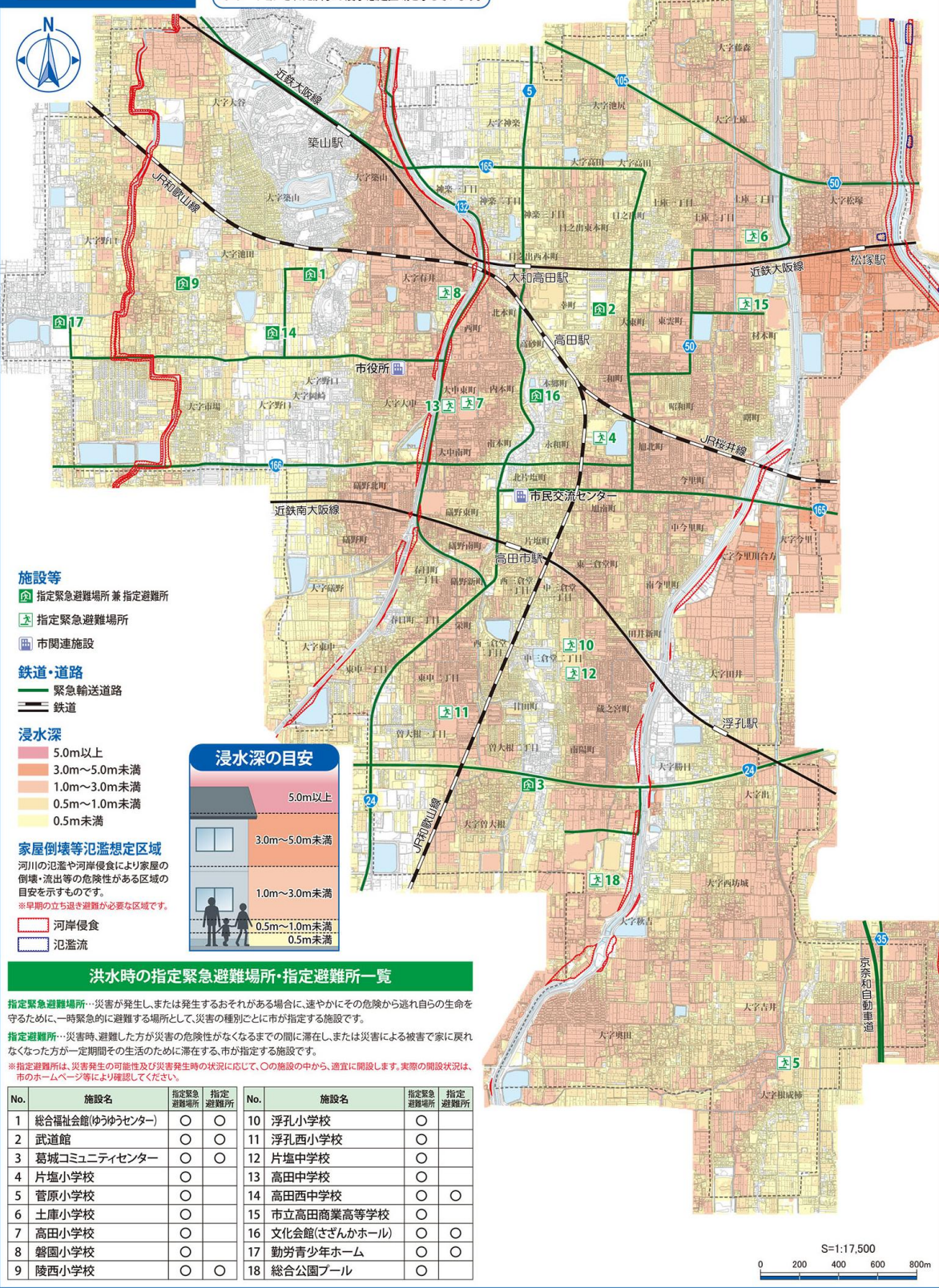


(2) 最大規模降雨時

洪水ハザードマップ

想定最大規模降雨

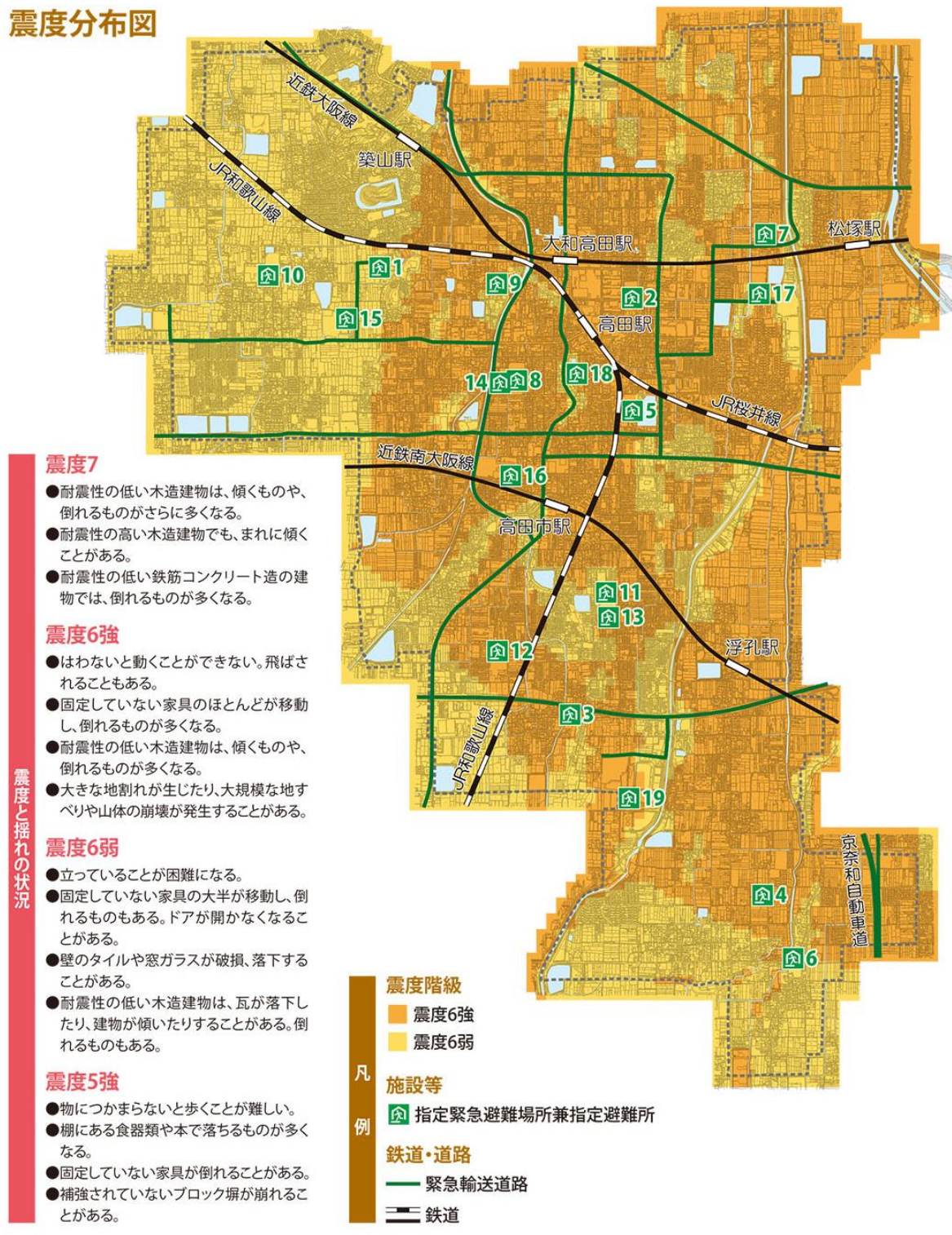
想定最大規模降雨とは、概ね1000年に1度発生する確率で、想定し得る最大規模の大雨であり、このマップでは、大和川流域に12時間総雨量316mmの降雨があるとしてシミュレーションされた洪水の浸水想定区域を示しています。



3.9. 地震ハザードマップ(東南海・南海地震)

この地震ハザードマップは、大和高田市に大きな影響を及ぼす可能性のある地震の中でも、発生確率の高いとされる東南海・南海地震の予想震度を示したものです。

震度分布図



第2章 応援協定書

第2章 応援協定書

1. 長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定

平成9年10月18日告示第109号

長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定

(目的)

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき、災害応急対策に万全を期するため京都府長岡京市と奈良県大和高田市が必要な物資等の相互援助を行うことを目的とする。

(援助の種類)

第2条 援助の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) その他援助を要請する市（以下「被災市」という。）が指定する物資等の提供

(援助要請)

第3条 被災市は、原則として、次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 物資等の品名、規格及び数量等
- (3) 必要とする場所及び当該場所への経路
- (4) 必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(施設使用の要請)

第4条 被災市は、その施設において、被災者を収容することができない場合は、施設の使用を要請することができるものとする。

(援助要請に基づく措置)

第5条 援助を行う市（以下「援助市」という。）は、被災市の要請に応じ救援に努めるものとする。

2 援助市は、通信の途絶等により被災市と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災市が援助の要請を行ういとまがないと認めるときは、被災市からの援助要請を待たないで、必要な援助を行うことができるものとする。

(維持管理)

第6条 援助された物資の維持管理は、被災市が行うものとする。

(経費)

第7条 援助に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。

2 被災市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市から経費の繰延の要請があった場合は、援助市は、一時繰延支弁するものとする。

(連絡責任者)

第8条 両市は、協定に定める事項の適正な事務執行及び連絡調整の确实を図るため、次に掲げる者を連絡責任者と定め、災害が発生した場合は、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(1) 京都府長岡京市 総務部総務課長

(2) 奈良県大和高田市 企画部企画課長

(交流)

第9条 両市は、本協定が円滑に運営できるよう、普段から市民の交流を図り、友好関係を築くものとする。

(その他)

第10条 本協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協議して定めるものとする。

上記の条項により大規模災害相互物資援助協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

協定締結の証として本書2通を作成し、当事者は記名押印のうえ、各1通を保有する。

2. 長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定実施要綱

平成9年10月18日告示第111号

長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定実施要綱

(趣旨)

第1条 この実施要綱は、長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(資料の交換)

第2条 長岡京市と大和高田市は、協定に基づく物資援助等が円滑に実施されるよう毎年1回地域防災計画と備蓄物資の品目、数量の資料を相互に交換するものとする。

(職員に要する経費負担等)

第3条 協定第7条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等は、次のとおりとする。

- (1) 援助を行う市（以下「援助市」という。）の職員の援助活動中における負傷、疾病又は死亡についての公務災害補償に要する経費は、援助市の負担とする。
- (2) 援助市の職員が、援助活動中第三者に被害を与えた場合の損害賠償は、援助を要請した市（以下「被災市」という。）の責とする。ただし、被災市への往復路における場合の損害賠償は、援助市の責とする。
- (3) 前2号に定めるもののほか、援助職員の派遣に要する経費については、協議して定める。

(援助物資等の経費の範囲)

第4条 前条に規定する経費を除く物資援助に要した経費の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 物資の購入費及び輸送費
- (2) 資機材の借上料及び燃料費

(経費の請求方法)

第5条 被災市が負担する経費の請求は、援助市が市長名による請求書（関係書類添付）により、被災市に請求するものとする。

(経費の支払)

第6条 被災市は、前条で規定する経費の請求があったときは、その請求額を支払うものとする。ただし、被害の程度により支払が困難な場合はこの限りでない。

(援助を行う職員)

第7条 援助市の職員は、災害の状況に応じ必要な被服、食糧等を携行するものとする。

2 援助市の職員は、自治体名を表示する腕章、名札等を付け、その身分を明らかにするものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、当事者で協議して定める。

附 則

この要綱は、長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定の調印した日から施行する。

3. 都留市と大和高田市の大規模災害相互援助協定

平成9年10月18日告示第110号

都留市と大和高田市の大規模災害相互援助協定

(目的)

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき、災害応急対策に万全を期するため山梨県都留市と奈良県大和高田市が必要な物資等の相互援助を行うことを目的とする。

(援助の種類)

第2条 援助の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) その他援助を要請する市（以下「被災市」という。）が指定する物資等の提供

(援助要請)

第3条 被災市は、原則として、次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 物資等の品名、規格及び数量等
- (3) 必要とする場所及び当該場所への経路
- (4) 必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(施設使用の要請)

第4条 被災市は、その施設において、被災者を収容することができない場合は、施設の使用を要請することができるものとする。

(援助要請に基づく措置)

第5条 援助を行う市（以下「援助市」という。）は、被災市の要請に応じ救援に努めるものとする。

2 援助市は、通信の途絶等により被災市と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災市が援助の要請を行ういとまがないと認めるときは、被災市からの援助要請を待たないで、必要な援助を行うことができるものとする。

(維持管理)

第6条 援助された物資の維持管理は、被災市が行うものとする。

(経費)

第7条 援助に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。

2 被災市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市から経費の繰延の要請があった場合は、援助市は、一時繰延支弁するものとする。

(連絡責任者)

第8条 両市は、協定に定める事項の適正な事務執行及び連絡調整の确实を図るため、次に掲げる者を連絡責任者と定め、災害が発生した場合は、速やかに情報を相互に交換するものとする。

- (1) 山梨県都留市 庶務課長

(2) 奈良県大和高田市 企画課長

(交流)

第9条 両市は、本協定が円滑に運営できるよう、普段から市民の交流を図り、友好関係を築くものとする。

(その他)

第10条 本協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協議して定めるものとする。

上記の条項により大規模災害相互物資援助協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

協定締結の証として本書2通を作成し、当事者は記名押印のうえ、各1通を保有する。

4. 都留市と大和高田市の大規模災害相互援助協定実施要綱

平成9年10月18日告示第112号

都留市と大和高田市の大規模災害相互援助協定実施要綱

(趣旨)

第1条 この実施要綱は、都留市と大和高田市の大規模災害相互援助協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(資料の交換)

第2条 都留市と大和高田市は、協定に基づく物資援助等が円滑に実施されるよう毎年1回地域防災計画と備蓄物資の品目、数量の資料を相互に交換するものとする。

(職員に要する経費負担等)

第3条 協定第7条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等は、次のとおりとする。

- (1) 援助を行う市（以下「援助市」という。）の職員の援助活動中における負傷、疾病又は死亡についての公務災害補償に要する経費は、援助市の負担とする。
- (2) 援助市の職員が、援助活動中第三者に被害を与えた場合の損害賠償は、援助を要請した市（以下「被災市」という。）の責とする。
- (3) 前2号に定めるもののほか、援助職員の派遣に要する経費については、協議して定める。

(援助物資等の経費の範囲)

第4条 前条に規定する経費を除く物資援助に要した経費の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 物資の購入費及び輸送費
- (2) 資機材の借上料及び燃料費

(経費の請求方法)

第5条 被災市が負担する経費の請求は、援助市が市長名による請求書（関係書類添付）により、被災市に請求するものとする。

(経費の支払い)

第6条 被災市は、前条で規定する経費の請求があったときは、その請求額を支払うものとする。ただし、被害の程度により支払いが困難な場合はこの限りでない。

(援助を行う職員)

第7条 援助市の職員は、災害の状況に応じ必要な被服、食糧等を携行するものとする。

2 援助市の職員は、自治体名を表示する腕章、名札等を付け、その身分を明らかにするものとする。

(宿舍のあっせん)

第8条 被災市は、可能な限りにおいて援助市の職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、当事者で協議して定める。

附 則

この要綱は、都留市と大和高田市の大規模災害相互援助協定の調印した日から施行する。

5. 災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定

平成27年2月20日

第1条 この協定は、奈良県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、奈良県内の全ての市町村が相互に協力すること並びに奈良県、奈良県市長会及び奈良県町村会が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (2) 被災者の避難のための施設の提供及びあつせん
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあつせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 被災市町村の長は、応援を要請しようとする場合には、応援の具体的な内容等を明らかにして電話等により奈良県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、奈良県市長会長、奈良県町村会長と協議のうえ、他の市町村の長に対して速やかに要請文書（様式第2号）により応援を要請する。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し後日文書を提出するものとする。

2 前項の規定により応援を受けた被災市町村の長は、知事及び応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書（様式第1号）を提出するものとする。

（応援の実施）

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援を実施する場合は、その内容を知事及び被災市町村の長に対し受諾文書（様式第3号）及び電話等により連絡し、応援を実施するものとする。

（自主応援）

第5条 市町村の長は、被災市町村の長又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被災市町村と連絡がとれないときや被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めたときは、自主的に被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づき応援を行うものとする。

2 前項による応援については、第3条第1項の規定による被災市町村の長から要請があったものとみなし、この協定を適用し、県に応援内容を応援実施報告書により（様式第4号）提出するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた市町村で負担するものとする。ただし、被災市町村の情報収集に要する費用は、応援を行った市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁する暇がないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(連絡担当課等)

第7条 市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当課等を定めるものとする。

(情報の交換等)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に共有するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定は、奈良県消防広域相互応援協定のほか、既に締結しているその他の災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成27年2月20日から施行する。

2 この協定の成立は、県内全ての市町村長、市長会長及び町村会長の同意書をもって証する。

6. その他の応援協定一覧

(令和2年4月1日現在)

大和高田市災害応援協定一覧表

No.	災害応援内容	締結相手	締結日	所在地	電話番号 FAX 番号
1	①生活必需物資の供給 ②避難場所の提供	市民生活協同組合 ならコープ	H12. 12. 1	〒630-8136 奈良市恋の窪 一丁目2番2号	0742-34-7827 0742-34-8730
2	①災害情報の提供 ②災害広報活動 ③災害特別事務取扱	大和高田郵便局 (総務部長)	H20. 4. 1	〒635-8799 大和高田市神楽 2丁目7番46号	0745-52-3404 0745-52-7105
3	電気設備の応急復旧	奈良県電気工事 工業組合	H20. 11. 5	〒630-8124 奈良市三条桜町 29番3号	0742-33-4340 0742-34-8651
4	資機材・人員等による 応急復旧支援	(一社)奈良県中南和 建設業協会	H24. 12. 25	〒635-0064 大和高田市栄町 3番15号	0745-22-8338 0745-52-4501
5	燃料の供給 (A重油・白灯油・ガ ソリン・軽油)	奈良県石油協同組合 高田支部	H24. 12. 28	〒635-0031 大和高田市今里町 12番26号	0745-22-2331 0745-23-5884
6	生活必需物資の供給 (食料品・生活用品)	大和高田市 防災安全協会	H27. 9. 1	〒635-0095 大和高田市大字 大中19番地7 (高田消防署内)	0745-25-0119 0745-22-4565
7	都市ガス災害防止活動	大和ガス(株)	H25. 3. 11	〒635-0035 大和高田市旭南町 8番36号	0745-22-6230 0745-52-7905
8	大規模災害時における 棺及び葬祭用品の供給 並びに遺体の搬送等の 協力	奈良県 葬祭業協同組合	H31. 2. 26	大和高田市三和町 5番37号	0745-22-8755 0745-22-8755
9	災害時における畳の提 供	「5日で5000枚 の約束。」プロジェ クト実行委員会	R1. 7. 9	奈良市法華寺町1 123番地	0742-33-4524 0742-33-0598
10	大規模災害時における 応急対策の施設使用	奈良県遊技業協同 組合 大和高田支部	R1. 8. 1	大和高田市大字今 里川合方27番地 1	0743-56-1915 0743-59-1822

第3章 関係条例

第3章 関係条例

1. 大和高田市防災会議条例

昭和 38 年 3 月 30 日条例第 16 号
最終改正平成 26 年 3 月 31 日条例第 9 号

大和高田市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、大和高田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大和高田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 奈良県の知事の部内の職員
 - (3) 奈良県警察の警察官
 - (4) 副市長及び教育長
 - (5) 消防団長
 - (6) 町総代連合会長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 奈良県広域消防組合の職員
 - (9) 市の職員（第 4 号及び第 5 号に掲げる者を除く。）
 - (10) 自主防災組織を構成する者及び学識経験のある者
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

- 6 前項第1号、第2号、第3号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号の委員の定数は、それぞれ1人、2人、1人、6人、1人、15人以内、2人以内及び5人以内とする。
- 7 第5項第7号、第10号及び第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。
- (専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、奈良県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、奈良県広域消防組合の職員、自主防災組織を構成する者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日条例第9号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2. 大和高田市防災会議の構成及び委員名簿

(令和2年4月1日現在)

区 分	機 関 名	所 在 地	電話番号	職 名
会 長	大 和 高 田 市	大 中 100-1	22-1101	大 和 高 田 市 長
1号委員	葛城労働基準監督署	大 中 393	52-5891	葛城労働基準監督署長
2号委員	奈良県高田土木事務所	東中 2-2-1	52-6144	奈良県高田土木事務所長
〃	奈良県中和保健所	橿原市常盤町 605-5	0744- 48-3036	奈良県中和保健所長
3号委員	奈良県高田警察署	神楽 3-1-9	22-0110	奈良県高田警察署長
4号委員	大 和 高 田 市	大 中 100-1	22-1101	大 和 高 田 市 副 市 長
〃	大和高田市教育委員会	〃	〃	大和高田市教育委員会教育長
5号委員	大和高田市消防団	〃	〃	大和高田市消防団長
6号委員	町 総 代 連 合 会	(略)	(略)	町 総 代 連 合 会 会 長
7号委員	西日本電信電話(株)奈良支店	奈良市下三条町 1-1	0742- 23-9517	西日本電信電話(株)奈良支店 設備部 部長
〃	J R 西 日 本 高 田 駅	本郷町 1-5	22-2459	西日本旅客鉄道株式会社 J R 高田駅長
〃	関西電力送配電(株)奈良支社 高田コミュニケーショングループ	東中 2-1-1	0800- 777-8051	高 田 地 域 統 括 部 長
〃	近畿日本鉄道(株)大和高田駅	北本町 14-4	52-2414	近畿日本鉄道(株)大和高田駅長
〃	大 和 ガ ス 株 式 会 社	旭南町 8-36	22-6221	大 和 ガ ス 株 式 会 社 社 長
〃	日本郵便(株)大和高田郵便局	神楽 2-7-46	52-3404	大和高田郵便局長
8号委員	奈良県広域消防組合高田消防署	大 中 19-7	25-0119	奈良県広域消防組合高田消防署長
9号委員	大 和 高 田 市	大 中 100-1	22-1101	大和高田市改革推進局理事
〃	〃	〃	〃	大 和 高 田 市 企 画 政 策 部 長
〃	〃	〃	〃	大 和 高 田 市 財 務 部 長
〃	〃	〃	〃	大 和 高 田 市 市 民 部 長
〃	〃	〃	〃	大 和 高 田 市 福 祉 部 長
〃	〃	〃	〃	大 和 高 田 市 保 健 部 長
〃	〃	〃	〃	大 和 高 田 市 環 境 建 設 部 長
〃	〃	〃	〃	大和高田市教育委員会事務局長
〃	〃	〃	〃	大和高田市立病院事務局長
〃	〃	〃	〃	大和高田市上下水道部長
〃	〃	〃	〃	大和高田市議会事務局長
〃	〃	磯野北町 1-1	53-2901	大 和 高 田 市 立 病 院 長
〃	〃	〃	〃	大和高田市立病院看護局長
〃	〃	〃	〃	大和高田市立病院薬剤部部長
10号委員	大和高田市医師会	西町 1-4-5	23-6791	大 和 高 田 市 医 師 会 会 長
〃	大和高田市薬剤師会	片塩町 5-8	52-4311	大 和 高 田 市 薬 剤 師 会 会 長
11号委員	大和高田市民生児童委員 協議会連合会	大 中 100-1	22-1101	大和高田市民生児童委員協議会 連 合 会 会 長
〃	大和高田市赤十字奉仕団	大 中 100-1	22-1101	大和高田市赤十字奉仕団委員長

3. 大和高田市防災会議運営規程

大和高田市防災会議運営規程

(昭和40年7月10日告示第1号)

(趣旨)

第1条 大和高田市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)並びに大和高田市防災会議条例(昭和38年条例第16号)に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

(会議)

第2条 大和高田市防災会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は、会議の日時、場所及び議題を記載した文書をもってしなければならない。

(表決)

第3条 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議録)

第4条 会長は会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(代理者)

第5条 委員はやむを得ない事情により防災会議に出席できないときは代理者を出席させることができる。ただし、会長の職務を代理する委員については、この限りでない。

2 前項本文の場合において委員は、あらかじめ代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。

(専決)

第6条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち次の各号に掲げるものについては、専決することができる。

- (1) 災害に関する情報を収集することができる。
- (2) 関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。
- (3) その他緊急を要する事項で会議を招集するいとまのないとき。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるほか、防災会議の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和40年7月10日から施行する。

4. 大和高田市災害対策本部条例

昭和 38 年 7 月 9 日条例第 24 号
最終改正平成 24 年 9 月 20 日条例第 21 号

大和高田市災害対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、大和高田市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指命する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則 この条例は、昭和 38 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 20 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

5. 対策本部動員表

(平成30年4月1日現在)

各 部	警戒準備	計	予備動員	計	1号動員	計	2号動員	計	3号動員	計
統 括 部			秘書班		秘書班	1	秘書班	2		
企画政策部長			議会事務班		議会事務班	1	議会事務班	2		
財務部長	市民部長		人事管理班		人事管理班	1	人事管理班	3		
市民部長	危機管理室長		本部運営班		本部運営班	6	本部運営班	9		
議会事務局長	危機管理課員	6	情報班	23	情報班	4	情報班	6	69	全 員 132
収納対策室長	(4)		庶務班		庶務班	10	庶務班	14		
庁舎建設室長			産業推進班		産業推進班	4	産業推進班	6		
危機管理室長			財政班		財政班	3	財政班	5		
会計管理者			現地情報班		現地情報班	7	現地情報班	15		
救 援 部			救護班		救護班	3	救護班	9		
福祉部長			衛生班		衛生班	3	衛生班	11		
保健部長			物資幹旋班	11	物資幹旋班	8	物資幹旋班	14	82	全 員 212
契約監理室長			保育所班		保育所班	9	保育所班	36	(36)	(保育士) (100)
			避難所班		避難所班	5	避難所班	10		
衛 生 部			廃棄物処理班		廃棄物処理班	6	廃棄物処理班	18		
環境建設部長	(環境建設部長)		清掃班	4	清掃班	3	清掃班	10	31	全 員 55
クリーンセンター長										
生活基盤部	環境建設部長		被害調査班		被害調査班	10	被害調査班	10		
環境建設部長	土木管理課職員	11	住宅建設班	16	住宅建設班	1	住宅建設班	4	21	全 員 35
改革推進局理事	(10)		都市計画班		都市計画班	4	都市計画班	6		
上下水道部			業務班		業務班	1	業務班	4		
上下水道部長			工務班	5	工務班	1	工務班	3	10	全 員 25
			下水道施設班		下水道施設班	2	下水道施設班	2		
教 育 部			施設管理班		施設管理班	3	施設管理班	9		
教育委員会			学校教育班	7	学校教育班	7	学校教育班	7	29	全 員 111
事務局長			教育施設班		教育施設班	4	教育施設班	12		(55)
医療救護部			医療班		医療班	-	医療班	-		
病院長		-	医事班	2	医事班	7	医事班	9	10	全 員 478
										(医療職等) (458)
小 計	17		68		128(8)		252(36)		1,048	(613)

※1. () 内数値は教職員、保育士、医療職等の内数を示す。

※2. 環境建設部長は衛生部長と生活環境部長を兼任しており、衛生部の人員数には含んでいない。

6. 大和高田市自主防災組織助成金交付要綱

平成 12 年 4 月 1 日告示第 67 号
最終改正平成 24 年 2 月 8 日告示第 10 号

大和高田市自主防災組織助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自主防災活動の促進を図るため自主防災組織を結成し、活動している自治会に対し、予算の範囲内でその活動に要する経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「自主防災組織」とは、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民が連帯協同して被害を防止し、若しくは軽減し、又は火災その他の災害を予防するため自主的に設置する組織をいう。

(自主防災組織の活動)

第 3 条 自主防災組織は、消防署、消防団等の防災関係機関と連携を保ちながら次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 防災訓練
- (2) 防災知識の啓発活動
- (3) 別表に掲げる防災資機材の整備
- (4) 大和高田市が行う防災に関する施策への協力及び連携
- (5) その他必要な活動

(助成の金額)

第 4 条 助成の金額は、前条第 3 号の防災資機材の整備に要する経費の 2 分の 1 以内の金額で 20 万円を限度とする。

(交付の申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は、自主防災組織助成金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 防災資機材購入の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは助成金を決定し、申請者に自主防災組織助成金交付決定通知書（様式第 2 号）を交付する。この場合において、市長は、助成金交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付けることができる。

2 申請者は、前項の決定通知書を受領したときは、速やかに自主防災組織助成金交付請求書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

3 助成金の交付を受けた者は、当該年度から 3 年間は再申請することができない。

(助成金の交付)

第7条 市長は、自主防災組織助成金交付請求書を受理したときは、申請者に対して助成金を交付する。

(決定の取消し等)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 第6条第1項の規定により、市長が付した指示若しくは条件に違反したとき又はそれに従わなかったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた申請者は、翌年度の4月末日までに助成金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月8日告示第10号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

倉庫、消火器、可搬式ポンプ、揚水ポンプ、発電機、チェーンソー、エンジンカッター、ジャッキ、ろ水機、トイレ、梯子、ロープ、スコップ、つるはし、なた、ハンマー、バール、担架、リヤカー、鋸、シート、毛布、延長コード、バケツ、タオル、ヘルメット、懐中電灯、ハンドマイク、ラジオ、工具セット法被、非常食など。ただし、消火器の充填材などの消耗品は除く。
--

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

自主防災組織助成金交付申請書

大和高田市長 殿

自主防災組織名

代表者 住 所

氏 名

印

T E L

大和高田市自主防災組織助成金を受けたいので、助成金交付要綱第 5 条の規定により、
次のとおり申請します。

1 自治会名及び世帯数

校区 町 世帯

2 結成年月日 年 月 日

3 助成金交付申請額 円

防災資機材の内訳

4 添付資料

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 防災資機材購入の領収書の写し
- (5) その他

様式第2号（第6条関係）

大和高田市指令（ ）第 号
年 月 日

自主防災組織助成金交付決定通知書

自主防災組織名

代表者 住 所

氏 名 様

大和高田市長 印

年 月 日付で申請のあった助成金の交付については、次のとおり決定しましたので、大和高田市自主防災組織助成金交付要綱第6条第1項の規程により通知します。

1 助成金交付額 円

※ただし、助成金交付要綱第4条の規程により助成金は20万円を限度とします。

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

自主防災組織助成金交付請求書

大和高田市長 殿

自主防災組織名

代表者 住 所

氏 名

印

T E L

大和高田市自主防災組織助成金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり請求
します。

助成金請求額

円

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

自主防災組織助成金実績報告書

大和高田市長 殿

自主防災組織名

代表者 住 所

氏 名

印

T E L

大和高田市防災助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 自治会名及び世帯数

校区 町 世帯

2 結成年月日 年 月 日

3 指令番号及び年月日

大和高田市指令（ ）第 号

年 月 日

4 助成金決定額 円

5 添付資料

（1）事業実施報告書

（2）収支決算書

（3）その他

7. 大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 21 日条例第 9 号

最終改正令和元年 12 月 17 日条例第 22 号

大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市長は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前

2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(災害弔慰金の支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(災害弔慰金の支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、必要と認めるときは遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

3 延滞の場合を除く据置期間経過後の法第10条第4項の規定により条例で定める利率は、保証人を立てる場合は零とし、保証人を立てない場合は年1.5パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるも

のとする。

（大和高田市行政手続条例の適用除外）

第 16 条 この条例の規定に基づく災害救援資金の貸付けに関する処分については、大和高田市行政手続条例（平成 10 年条例第 3 号）第 2 章、第 3 章及び第 4 章の 2 の規定は、適用しない。

（委任）

第 17 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

8. 大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 61 年 9 月 19 日規則第 24 号

最終改正令和元年 7 月 12 日規則第 4 号

大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。以下同じ。）年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、大和高田市の区域外で死亡した市民（条例第 2 条第 2 号に規定する市民をいう。以下同じ。）の遺族に対し、災害弔慰金を支給しようとするときは、当該遺族に対し死亡地の官公署の発行する被災証明書提出を求めさせるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者（条例第 9 条に規定する障害者をいう。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、大和高田市の区域外で障害者となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書の提出を求めるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項（保証人を立てる場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）により借入申込者に通知するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）により借入申込者に通知するものとする。

(借用書等の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書（保証人を立てる場合にあつては、保証人の連署した災害援護資金借用書）（様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合にあつては、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第 8 号)により、当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第 9 号)により、当該借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)により、当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)により、当該借受人に通知するものとする。

(償還免除)

第 15 条 償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)により、当該償還免除申請者に通知するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)により、当該償還免除申請者に通知するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納付しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を記載した氏名等変更届（様式第 16 号）を、市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

（補則）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が定める。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

診 断 書

氏 名			生年月日	年 月 日		性別	男・女	
傷 病 名				負傷発病年月日	年 月 日			
障害の部位				初 診 年 月 日	年 月 日			
既 往 症		既存障害		治 ゆ 年 月 日	年 月 日			
療養の内容及び経過								
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)							
関 節 運 動 範 囲	種類範囲							
	部位							
		右						
		左						
		右						
		左						
		右						
		左						
上記のとおり診断します。 郵便番号 _____ 電話番号 _____ 局 番 病院又は 所在地 _____ _____ 年 月 日 診療所の 名 称 _____ 診療担当者 氏 名 _____ 印								

様式第2号（第6条関係）

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号		
被災日時		年 月 日 時		災害名				
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被害場所				
返す方法		1 年賦 2 半年賦 3 月賦		いつまでに返せますか		年 月 (回)		
借入申込者について	フリガ				男・女		年 月 日生(歳)	
	氏 名							
	フリガ				郵便		電話番号	
	現住所	(方)			〒		局 番	
	本籍				勤務先の名称と所在地			
	職業							
	世帯の状況と収入	氏 名	世帯主との続柄	年 齢	健 否	職 業	収 入 (月収)	勤務先・学校名
収入合		円		支 出 合 計		円		
資産の状況	土地	(1)住宅 m ² (3)山林 m ²	(2)田畑 m ²	住居の状況		(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居		
	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²		生活保護		年 月 日より受給 (生住教医)		
	負債	(内容)			(金額) 円			
連帯保証人(保証人)	氏 名			男 ・ 女		年 月 日生 (歳)		
	現住所			本 籍 地				
	職業	月収	円	申込者の関係		家族数	人	
	資産	土地	(1)宅地 m ² (3)山林 m ²	(2)田畑 m ²	勤務先	名称		
		建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²			所在地	電話 局 番	
この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況						(有・無) (状況)		
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無						(有・無)		
資金の使途	資金の使い方総額			円		資金の内訳 合計 円		
	に			円		災害援護資金で 円		
	に			円		手持資金で 円		
	に			円		その他 () で 円		

被害者の状況	被災時の具体的状況				負傷	全治	か月	
	住居の被害		(1) 全壊		(2) 半壊			
	被害者の状況	被害者の状況	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
			和だんす			婦人用腕時計		
			整理だんす			畳(畳中で畳が被害)		
			洋服だんす					
			鏡台			障子		
			腰掛・机			ふすま		
			本箱・本棚					
			食器・戸棚			小計		
			食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財		
			げた箱					
			証明器具			品名	現在購入に要する費用	被害額
			じゅうたん					
			扇風機					
			石油ストーブ					
			電気やぐらこたつ					
			電気冷蔵庫					
			電気・ガス炊飯器					
			電気洗濯機					
電気掃除機								
ミシン								
電気アイロン								
自転車								
テレビ								
ラジオ								
柱時計								
目覚まし時計				小計				
紳士用腕時計				合計				
上記のとおり災害援護資金を借り入れたいので申込みます。 年 月 日 借入申込者 印 上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。 年 月 日 連帯保証人 印 大和高田市長 殿								

様式第3号（第8条関係）

第 号

年 月 日

大和高田市長

印

様

災 害 援 護 資 金 貸 付 決 定 通 知 書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付け
を決定しましたのでお知らせします。

記

貸 付 番 号	第	号						
貸 付 金 額		円						
据 置 期 間		年	月	日から	年	月	日まで	
償 還 期 間		年	月	日から	年	月	日まで	
償 還 方 法	年賦	半年賦	月賦					
利	子							

様式第4号（第8条関係）

第 号

年 月 日

大和高田市長

印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

様式第5号（第9条関係）

貸付決定番号 号

災害援護資金借用書

借用金額 円

利 子

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦 半年賦 月賦

上記のとおり借用します。

については、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

年 月 日

住 所

借受人氏名

印

住 所

保証人氏名

印

様式第6号（第12条関係）

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人住所

氏名

印

大和高田市長 殿

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

様式第7号（第13条関係）

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請します。

年 月 日

借受人 住所
氏名 印
連帯保証人 住所
氏名 印

大和高田市長 殿

申請の理由 (具体的に)					
貸付けの 条 件	借入 金額	円		貸付番号	
	据置 期間	1 3年	希望猶予 期間等	ただし 年 月 日 第 回償還以降	
		2 5年			
	償還 方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦			
	償還 期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	
支払猶予期 間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)				

様式第8号（第13条関係）

第 号
年 月 日

大和高田市長

印

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申請のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認
となったのでお知らせします。

支払猶予承認期間 年 月 日から か月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日 まで

様式第9号（第13条関係）

第 号
年 月 日

大和高田市長

印

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申請がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理
由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いします。

（不承認の理由）

様式第 10 号（第 14 条関係）

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住所
氏名 印
連帯保証人 住所
氏名 印

大和高田市長 殿

記

貸 付 番 号						
支払免除を申請する違約金の金額				円		
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの 違 約 金	
		年 月 期				
違約金の支払免除を要する具体的な理由						

様式第 11 号（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

大和高田市市長 印

様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申請のありました違約金の支払免除につきましては下記の
とおり承認されましたのでお知らせします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る
年 月 日における違約金 円の支払を免除します。

様式第 12 号（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

大和高田市市長 印

様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申請のありました違約金の支払免除につきましては、次の
理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（理由）

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金（元利合計
円）に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急
償還をお願いします。

様式第 13 号（第 15 条関係）

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円〔償還未済額の全部で 円〕				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ		男 ・ 女	年 月 日生	
	氏 名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先及び所在地				
借相受人又はその人	フリガナ		男 ・ 女	年 月 日生	
	氏 名				
	現住所		借受人との続柄		
	職業		勤務先及び所在地		
保証人	フリガナ		男 ・ 女	年 月 日生	
	氏 名				
	現住所			借受人との関係	
	職業		勤務先及び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還の免除を申請します。 年 月 日 免除申請者 印 大和高田市長 殿					

様式第 14 号（第 15 条関係）

第 号

年 月 日

大和高田市長 印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申請のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせします。

（承認内容）

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
償還を免除した額	元 金	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 5 パーセントの率で違約金が更に加算されます。

様式第 15 号（第 15 条関係）

第 号

年 月 日

大和高田市長

印

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申請のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 5 パーセントの率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

様式第 16 号 (第 17 条関係)

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借受人	氏名		住所	
連帯保証人	氏名		住所	
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動しましたので届け出ます。 年　月　日 借受人（又は同居の親族） 住所 氏名 連帯保証人 住所 氏名 大和高田市長　殿				

(参考) 第2条の調査事項

災 害 弔 慰 金 支 給 調 査 票

					決定番号	
死亡に関する事項	フリガナ			男・女	年 月 日生	
	死亡した者の氏名					
	死亡した年月日	年 月 日	住所			
	死亡の状況 (行方不明)	災害名		死亡した場所		
遺族に関する事項	死者との続柄	氏 名	住 所	備 考		
支給に関する事項	支 給 日	年 月 日	支給場所			
	災害弔慰金と支給した遺族について	氏 名	続 柄	支 給 金 額		
				円		
		住所				
	先順位者の有・無	有 ・ 無		同順位者の有無	有 ・ 無	
先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由			支給制限事由に該当の有無	有 (その事由) 無		
備 考	支給した職員					

9. 大和高田市小災害見舞金支給要綱

平成 21 年 5 月 25 日告示第 54 号

大和高田市小災害見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内において発生した小災害の被災者に対して災害見舞金を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小災害 暴風、豪雨、洪水、地震等による自然災害及び火災、爆発等による災害で、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されない小規模の災害をいう。
- (2) 住家 現に居住のために使用されている建物をいう。
- (3) 被災者 市内に住所を有する者で住家が小災害を受けたときの居住者をいう。
- (4) 世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (5) 全壊、全焼、流失 住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修をしても再び住家として使用することが困難であると認められるもの等住家がその居住のための基本的機能を喪失したものをいい、具体的には、住家の損壊し、焼失し、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70 パーセント以上に達したもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50 パーセント以上に達した程度のものをいう。
- (6) 半壊、半焼 住家の損壊が甚だしいが、その残存部分に補修を加えることにより再び住家として使用することができると認められるもの等住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものをいい、具体的には、住家の損壊又は焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20 パーセント以上 50 パーセント未満の程度のものをいう。
- (7) 床上浸水 前 2 号に該当しないものであって、浸水がその住家の床以上に達した程度のもの又は土砂、竹木のたい積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

(災害見舞金の支給)

第3条 市長は、被災者の世帯主又は被災者世帯の遺族に対し、災害見舞金を支給する。

2 前項の遺族の範囲及び順位は、大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 61 年条例第 24 号）第 4 条の規定の例による。

(災害見舞金の額)

第4条 災害見舞金の額は、次の表の左欄に掲げる被害区分に応じ同表の右欄に定める金額とする。

被害区分	金額	
	単身	2人以上世帯
住家の全壊、全焼、流失	15,000 円	20,000 円
住家の半壊、半焼	10,000 円	15,000 円
床上浸水	10,000 円	15,000 円

（申請の手続）

第5条 災害見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該小災害を受けた日から30日以内に災害見舞金支給申請書（別記様式）を提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（認定及び支給）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、実地調査又は警察署若しくは消防署からの報告に基づき小災害による被害及びその程度の認定を行うとともに、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに申請者に災害見舞金を支給するものとする。

（支給の制限等）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しない。

- （1）小災害が被災者の故意により生じたものであるとき。
- （2）申請の内容に偽りがあるとき。

2 市長は、既に災害見舞金を支給した場合において、前項各号に掲げる事実が判明し、不正の手段により災害見舞金を受給した者があると認めたときは、当該受給者に対し、既に支給した災害見舞金の返還を求めるものとする。

3 前項の規定により、災害見舞金の返還を求められた者は、直ちに当該受給した災害見舞金を返還しなければならない。

（委任）

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成21年6月1日から施行する。

（大和高田市小災害見舞金給付内規の廃止）

2 大和高田市小災害見舞金給付内規（平成15年4月9日市長決裁）は、廃止する。

別記様式（第5条関係）

災 害 見 舞 金 支 給 申 請 書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住 所_____

氏 名_____印

電話番号_____

次のとおり災害見舞金の支給を申請します。

災害名			
災害発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃		
災害発生場所	大和高田市		
災害発生原因			
被害区分	1 住家の全壊、全焼、流失 2 住家の半壊、半焼 3 床上浸水		
被災者世帯の 世帯主名等	氏名	申請者との続柄	世帯区分
		1 本人 2 ()	1 単身世帯 2 2人以上世帯
備考			

第4章 様式

第4章 様式

1. 被害調査報告基準

被害調査報告は、それぞれ次表に定めるところによるものとする。

被 害 項 目		報 告 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負 傷 者 (負 傷 者) (軽 傷 者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は必要のある者のうち、「重傷者」とは1か月以上の治療を要する見込の者。なお重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	主屋のほかに小さい付属建物（物置、便所、風呂場等）が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一 部 損 壊	損壊の程度が半壊にいたらないもので、補修を必要とする程度のも。ただし、窓ガラス数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床 上 浸 水	その住家の床上以上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないもの。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

被 害 項 目				報 告 基 準
住 家 の 被 害	非住家の被害			「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属しないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、官公署、学校、公民館、神社、仏閣は非住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 「棟」とは、住家の被害の棟と同義である。
	田 畑 被 害	流 埋	失 没	耕地が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
冠		水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。	
そ の 他 の 被 害	文 教 施 設			小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道	路		「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋	梁		「橋梁」とは、道路を連結するために、河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋梁が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河	川		「河川」とは、河川法が適用（昭和 39 年法律第 167 号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう 1 級河川及び 2 級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂	防		「砂防」とは砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設			「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

被 害 項 目		報 告 基 準
	鉄 道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	船 舶	「被害船舶」とは、ろ、かいのみをもつて運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない被害を受けたものとする。
	電 話	「電話」とは、災害により電信、電話が故障し、通話不能となった電話の回線数とする。
	水 道	「水道」とは、上水道又は簡易水道が断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 気	「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	「ガス」とは、一般事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹 災 者	り 災 世 帯	「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 たとえば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹 災 者	「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震の場合のみ報告するものとする。
被 害 金 額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道とする。
被 害 金 額	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、たとえば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

被 害 項 目		報 告 基 準
その他の被害金額	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、たとえば、ビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、たとえば、立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、たとえば、家畜畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、たとえば、魚貝、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、たとえば、工業原材料、商品、生産機械器具とする。

(注)

1. 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
2. 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何等かの変化を生ずることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
3. 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
4. その他、災害発生場所、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況、その他について簡潔に記入するものとする。

2. 火災等即報

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

* 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 圧 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態 ・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死者の生じた理由			
建物概要	構造 階層		建築面積 延べ面積		m ² m ²	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 計 棟 部分焼棟 ぼや棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a	
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助 活動状況						
災害対策本部等 の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発 生 場 所				
事 業 所 名		特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種 第二種、その他〕	
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発 見 日 時 鎮 火 日 時 (処 理 完 了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
消 防 知 覚 方 法		気 象 状 況		
物 質 の 区 分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃ガス 5. 毒劇物 6.R I 等 7.その他		物 質 名	
施 設 の 区 分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()			
施 設 の 概 要		危 険 物 施 設 の 区 分		
事 故 の 概 要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 傷 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出 場 人 数	出 場 資 機 材
		事 業 所	自衛防衛組織	人
			共同防災組織	人
			そ の 他	人
		消 防 本 部 (署)	台 人	
		消 防 団	台 人	
		消防防災ヘリコプター	機 人	
	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	海 上 保 安 庁	人	
		自 衛 隊	人	
		そ の 他	人	
災害対策本部等 の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

3. 救急・救助事故等即報

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

		報告日時	年 月 日 時 分			
		都道府県				
		市町村 (消防本部名)				
消防庁受信者氏名		報告者名				
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害					
発生場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法				
事故等の概要						
死 傷 者	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人		負傷者等 人（ 人） { 重症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）			
救助活動の可否						
要救護者数 (見込)			救助人員			
消防・救急・救助 活動状況						
災害対策本部等 の設置状況						
その他参考事項						

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

4. 災害即報

第4号様式（その1）

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

災 害 の 概 況	発生場所						発生日時		月 日 時 分								
被 害 の 状 況	人的 被害	死 者			人	重症		人	住家 被害	全壊		棟	床上浸水		棟		
			うち 災害関連死者		人					人	半壊		棟	床下浸水		棟	
		不 明			人		軽傷				人	一部破損		棟	未分類		棟
1 1 9 番通報の件数																	
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等 の設置状況		(都道府県)				(市町村)										
	消防機関等の 活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)														
	自衛隊派遣 要請の状況																
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策																

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

5. 被害状況即報告

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

市 町 村 名					区 分			被 害	
災 害 名 報 告 番 号			災害名 第 報 (月 日 時現在)		そ の 他	田	流 失 ・ 埋 没	ha	
							冠 水	ha	
						畑	流 失 ・ 埋 没	ha	
							冠 水	ha	
						学 校		箇所	
						病 院		箇所	
道 路		箇所							
報 告 者 名						住 家 被 害	区 分		被 害
人 的 被 害	死 者 人								
		うち災害関連死者							
	行方不明者 人								
	負傷者	重 症 人							
		軽 症 人							
	住 家 被 害	全 壊	棟 世帯						
人									
半 壊		棟 世帯							
		人							
一 部 破 損		棟 世帯							
		人							
床 上 浸 水		棟 世帯							
		人							
床 下 浸 水	棟 世帯								
	人								
非 住 家	公 共 建 物	棟							
	そ の 他	棟							
	火災発生		り 災 世 帯 数	世帯					
		り 災 者 数	人						
		建 物	件						
		危 険 物	件						
		そ の 他	件						

区 分		被 害	災 等	都 道 府 県	
公 立 文 教 施 設	千円		害 の 対 設 策 置 本 状 部 況 災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名	市 町 村	
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公 共 施 設 被 害 市 町 村	団体				
そ の 他	農 産 被 害	千円		計	団 体
	林 産 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
	そ の 他	千円			
被 害 総 額		千円		1 1 9 番通報件数 件	
災害の概要					
応 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣			その他	

※ 1 被害額は省略することができる。

※ 2 119 番通報の件数は、10 件単位で、例えば約 10 件、30 件、50 件（50 件を越える場合は多数）と記入すること。

6. 水防警報受報様式

表1 水防警報受報様式

(1) 知事の指定する河川

発信者名		発信時刻	
------	--	------	--

() 川水防警報 第 号

発表
更新
解除

橋
川合流点
川上流端

から

橋
川合流点
川上流端

までに対し

第1段階：待機
第2段階：準備
第3段階：出動
第4段階：解除

令和 年 月 日 時 分 奈良県 (水防本部) 土木事務所現地指導班長 発表

[本文]

上記河川の () 観測所水位は、 月 日 時 分現在

() mとなり、

1：水防団待機(通報)
2：はん濫注意(警戒)

水位

1：に近づいた
2：を越えた
3：を下まわった

ので

1：水防機関は待機してください。
2：水防機関は増水にかかわる現象に対応できるよう準備体制に入ってください。
3：水防機関は危険個所に対応できるよう出動体制に入ってください。
4：上記河川の水防警報を解除します。

なお、井堰、水(樋)門扉等の管理責任者は、河川流水の疎通に支障のないよう対処して下さい。

連絡事項

区分	観測所	水防本部(河川課)受信確認欄	
水防団待機水位(通報水位)	m	受信者名	受信時刻
氾濫注意水位(警戒水位)	m	送信者名	送信時刻
避難判断水位	m		
はん濫危険水位(洪水特別警戒水位)	m		

水防管理団体等受信確認欄(現地指導班→水防管理団体、等)

受信者名	受信時刻	
送信者名	送信時刻	

7. 水防実施状況報告書

第1号様式 水防実施状況報告書 (水防実施箇所毎に作成する) 報告年月日 平成 年 月 日 印 作成責任者名									
水防管理団体名		指定非指定の別							
水防実施時の台風の名称又は豪雨の種別									
水防実施箇所		川岸		町字		番地			
水防実施日時		自 月 日 時 分		至 月 日 時 分					
水防作業の概況及び工法									
被災概況									
被災原因									
当箇所が原因				堤防他河川施設被害					
死者		人的被害		農業施設被害					
負傷者		行方不明者		田		畑			
人		人		流失埋没		ha		ha	
人		人		浸水		ha		ha	
家屋被害		一部損壊		全壊		その他			
床上浸水		棟		棟					
世帯		世帯		世帯					
消防団員		水防管理団体の職員		住民		警察			
消防職員		その他職員		人		人			
自衛隊		他の水防管理団体の応援		県職員		その他		計	
人		人		人		人		人	
現場指揮者の職・氏名									

7. 水防実施状況報告書

所要経費	使用資材費	主要資材費	() 円	使用資材	品名	数量	金額
	資材費	その他資材費	() 円				
所要経費	小計	小計	() 円	使用資材	品名	数量	金額
	機械等借料	機械等借料	円				
	食糧費	食糧費	円				
	出動手当等	出動手当等	円				
	その他	その他	円				
所要経費	計	計	() 円	使用資材	品名	数量	金額
	* () 内は、県よりの貸与分を記入する (外数とする)。						
	その他資材		円				
応援状況 (他の団体、警察、自衛隊)							
居住者活動状況							
立退きの状況、指示の理由							
水防功労者及びその功績概要							
水防従事者の死傷者その原因、手当							
公用負担の状況及び理由							

被災写真、水防活動写真及び水防箇所、浸水区域を表示した管内図 (1 枚に全箇所を表示のこと) を添付のこと。

8. 水防実施状況報告書(一四半期用)

第4号様式

(土木事務所用)

(自 年 月 日 至 年 月 日)
(土木事務所)

区分	水防活動		活動費				出動 手当等	その他	計	備考
	団体数	活動 延人員	使用資材費		機械等 借料	食糧費				
			主要資材	その他資材						
(土木事務所分 前回迄)	—	—	()	円	円	()	円	円	円	
月分			()			()				
月分										
月分			()			()				
小計			()			()				
累計			()			()				
水防管理団体 前回迄										
月分										
月分										
月分										
小計										
累計										

(注) 1. 市町村より提出された第3号様式と土木事務所分をとりまとめて、当第4号様式により報告。(様式3のコピーを添付すること)
2. 期間中において水防活動を行わない場合も、その旨報告する。

9. 自衛隊派遣要請書

		大高第	号
		年 月	日
奈良県知事 殿			
		大和高田市長	印
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）			
自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請をお願いいたします。			
記			
1. 災害の状況及び派遣を必要とする理由			
2. 派遣を必要とする期間			
3. 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機、資材等の概数			
4. 派遣を希望する区域及び活動内容			
5. その他			

10. 自衛隊派遣部隊の撤収要請書

		大高第	号
		年	月
奈良県知事 殿			日
		大和高田市長	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）			
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣要請を依頼しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収要請方お願いいたします。			
記			
1. 撤収要請日時			
2. 派遣された部隊			
3. 派遣人員及び従事作業内容			
4. その他参考事項			

1 1. 緊急通行車両確認申請書

別記様式第4（第4関係）

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等確認申出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 申出者住所 （電話） 氏 名 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	電話（ ） —
	氏 名	
出 発 地		
（注） この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。		

備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

1 2. 緊急通行車両確認標章

- 1 色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」「有効期限」「年月日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表示の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さは、縦 1 5 cm、横 2 1 cmとする。

登 録（車両）番 号			
緊		急	
有効期限		年	月 日

1 3. 緊急通行車両事前届出書

別記様式第1（第2関係）

災害 地震防災 原子力災害 国民保護措置用		災害 地震防災 原子力災害 国民保護措置用		第 号
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出済証		
奈良県公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する		
届出者住所 (電話) 氏名		年 月 日		奈良県公安委員会 印
番号標に表示されている番号	(注)			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部（交通規制課）又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。			
使用者	住所	2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部（交通規制課）に届け出て、再交付を受けてください。		
	氏名	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		
出 発 地				
(注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本部（交通規制課）に提出することができます。				

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

1 4 . 義援金領収書・義援品受領書の書式

領収書No.	領 収 書
¥	¥
義援金とし上記の金額領収しました。	義援金として上記の金額を領収しました。
年 月 日 様	年 月 日 様
大和高田市長	大和高田市長

受領書No.	受 領 書
義援物資として、内訳	義援物資として、内訳
につき受領しました。	につき受領しました。
年 月 日 様	年 月 日 様
大和高田市長	大和高田市長

15. り災証明申請書

り 災 証 明 申 請 書

大和高田市長 様

※太枠内を記入して下さい。 令和 年 月 日

申 請 者	住所			
	現在の連絡先		TEL	
	ふりがな 氏名	り災者との関係 ☐ 本人 ☐ 親族 ☐ その他 ()		
り 災 者	住 所			
	現在の連絡先			
	ふりがな 氏 名			
り災世帯 の構成員	氏 名	続 柄	氏 名	続 柄
り災場所等 (アパート等の名 称、室番号も記入 して下さい)	大和高田市			
	☐ 住 家 ☐ 非住家	☐ 持家 ☐ 貸家	☐ 借家 (所有者住所・氏名) ()	
り災程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)		調査済証 整理番号	
	り災原因 令和 年 月 日に発生した による。			

※本人若しくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入して下さい。

委 任 状	
令和 年 月 日	
大和高田市長 様	
上記申請者 _____に、り災証明書の請求・受領について委任します。	
住所	
委任者	
氏名	印

市町村確認欄			
本人 確認	☐ 住 基	☐ 住基カード	☐ 職員による確認
	☐ 運転免許証	☐ 外国人登録証	☐ その他
	☐ 保険証	☐ 納税通知書	

16. 被災証明書

被災証明書

大高罹証第 号

被災者	被災時の住所			
	電話：			
	現在の連絡先			
	電話：			
	(ふりがな) 氏 名			
被災世帯 の構成員	氏 名	続柄	性別	生年月日
		世帯主		
被災場所	建物所在地 大和高田市			
	建物の種類			
	「持家」「借家」「貸家」の別 ※借家の場合、所有者住所・氏名 ()			
被災原因	令和 年 月 日に発生した による。			
被災程度				

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

大和高田市長

印

17. り災証明書交付簿

り 災 証 明 書 交 付 簿

[illegible]

18. 家屋被害状況調査票

※ 災害証明交付用の調査
(表面)

家 屋 被 害 状 況 調 査 票【木造】

申請者名 (世帯主等)			
住 所		電 話	
連 絡 先		電 話	

■家屋の状況

種 類	自家 ・ 借家 ・ 社宅 等	1 戸 建 ・ 共同住宅 ・ 長屋建 ・ 併用住宅
	共同住宅名 () 階 号 室	

- 1 家屋全体の状況 [倒壊 ・ 傾斜 (有 ・ 無) ・ 撤去済]
- 2 損害割合認定表 修繕の有無 (有 ・ 無)

部 分 別	構 成 比		小 ← 損害の程度 → 大				説 明 ※ 該当箇所を○ で囲む
			～ 1/4	1/4 ～1/2	1/2 ～3/4	3/4 ～	
屋 根 (天 井)	20	—	5%	10%	15%	20%	屋根瓦のゆるみのみ 5%
壁 (外壁・内 壁)	40	亀 裂 の み	5%	10%	15%	20%	外壁と内壁に差がある場合は平均値
		剥落・浮き上り	10%	20%	30%	40%	
基 礎 床	20	亀 裂 の み	3%	5%	8%	10%	床落ち、傾斜等の場合は下欄を優先
		剥落・浮き上り	5%	10%	15%	20%	
柱	10	—	2%	5%	7%	10%	柱の損傷、傾斜、ずれ
建 具	10	—	2%	5%	7%	10%	建具、ガラス
合 計	100	—	%				—

記 事 欄	調 査 結 果 (○ で 囲 む)	
	1	50%以上 (全壊)
	2	20%以上 50%未満 (半壊)
	3	20%未満 (一部損壊)

調 査 年 月 日	令 和 年 月 日	調 査 員 の 所 属		氏 名	
調 査 方 法	外 観 ・ 内 部	立 会 い	有		無

家屋被害状況調査票【非木造】

申請者名 (世帯主等)			
住 所		電 話	
連 絡 先		電 話	

■家屋の状況

種 類	自家 ・ 借家 ・ 社宅等	1 戸建 ・ 共同住宅 ・ 併用住宅
	共同住宅名 () 棟 階 号室	

- 1 家屋全体の状況 [倒壊 ・ 傾斜 (有 ・ 無) ・ 撤去済]
- 2 損害割合認定表 修繕の有無 (有 ・ 無)

部 分 別	構 成 比		小 ← 損害の程度 → 大				説 明 ※ 該当箇所を○ で囲む
			～ 1/4	1/4 ～ 1/2	1/2 ～3/4	3/4 ～	
内 外 装 (仕上げ)	35	亀 裂 の み	6%	12%	18%	25%	亀裂と剥落がある 場合は下欄を優先
		剥 落	8%	17%	26%	35%	
建 具	15	—	3%	7%	11%	15%	建具・ガラス
基 礎	10	亀 裂 の み	1%	2%	3%	5%	亀裂が深い場合は、 下欄を用いる
		剥 落	2%	5%	7%	10%	
主要構造部 (屋根・壁体・ 床・柱等)	40	亀 裂 の み	3%	7%	11%	15%	内・外装の損傷部分 からチェックする
		剥 落	10%	20%	30%	40%	
合 計	100	—	%				—

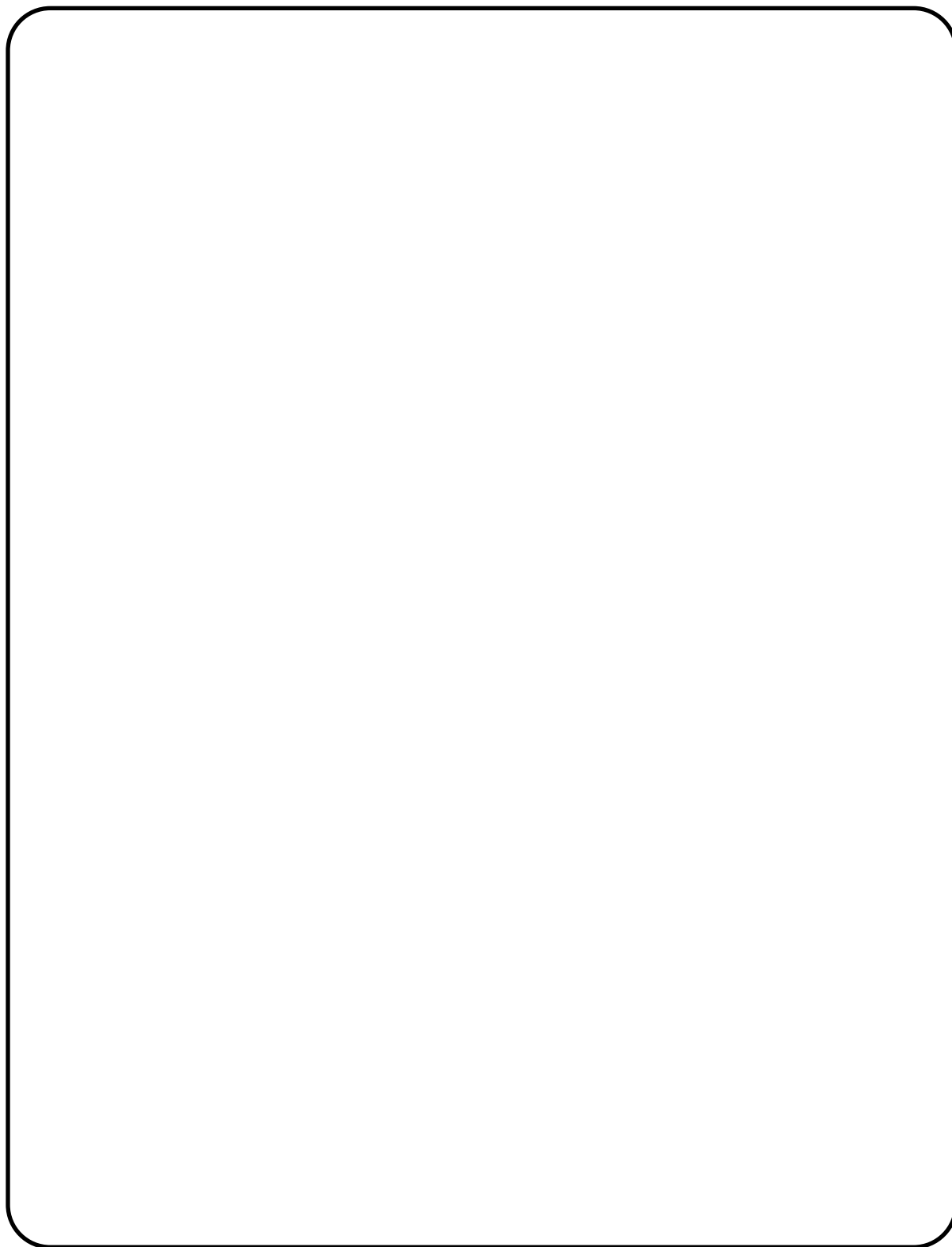
記 事 欄	調 査 結 果 （○で囲む）	
	1	50%以上（全壊）
	2	20%以上 50%未満（半壊）
	3	20%未満（一部損壊）

調 査 年 月 日	令 和 年 月 日	調 査 員 の 所 属		氏 名	
調 査 方 法	外 観 ・ 内 部	立 会 い	有 ・ 無		

(裏面)

地震被害外觀目視調査

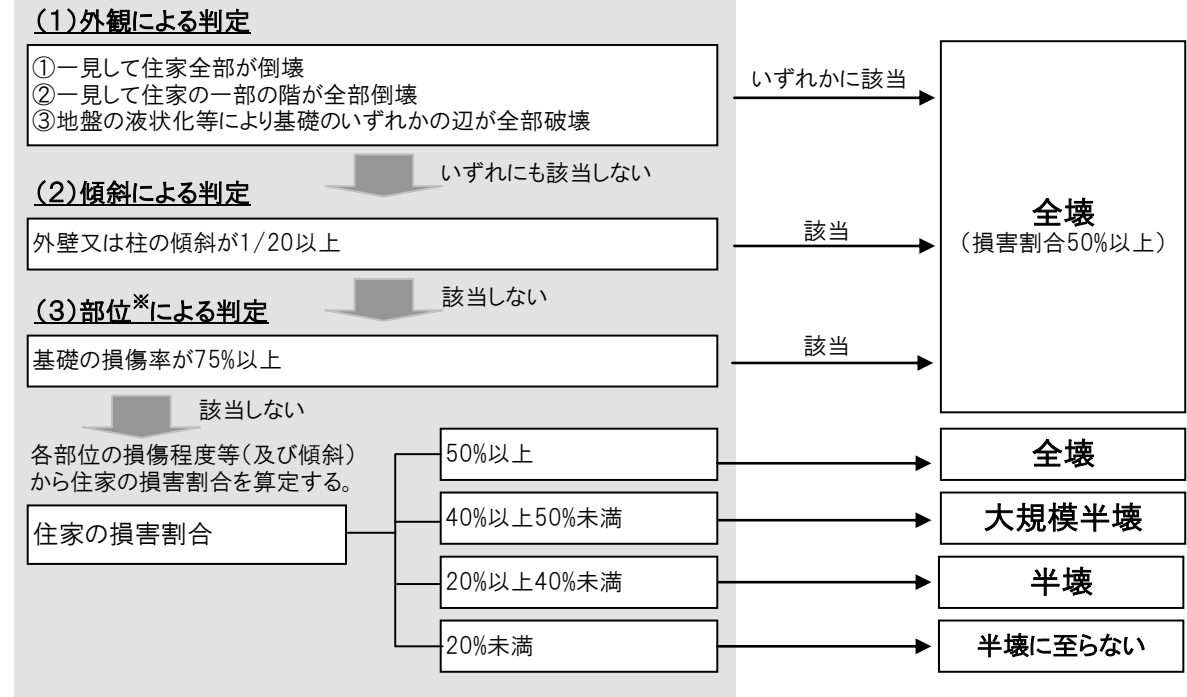
住家被害調査票（建物配置図）



19. 災害に係る住家の被害調査判定の手順

＜地震：木造・プレハブ＞

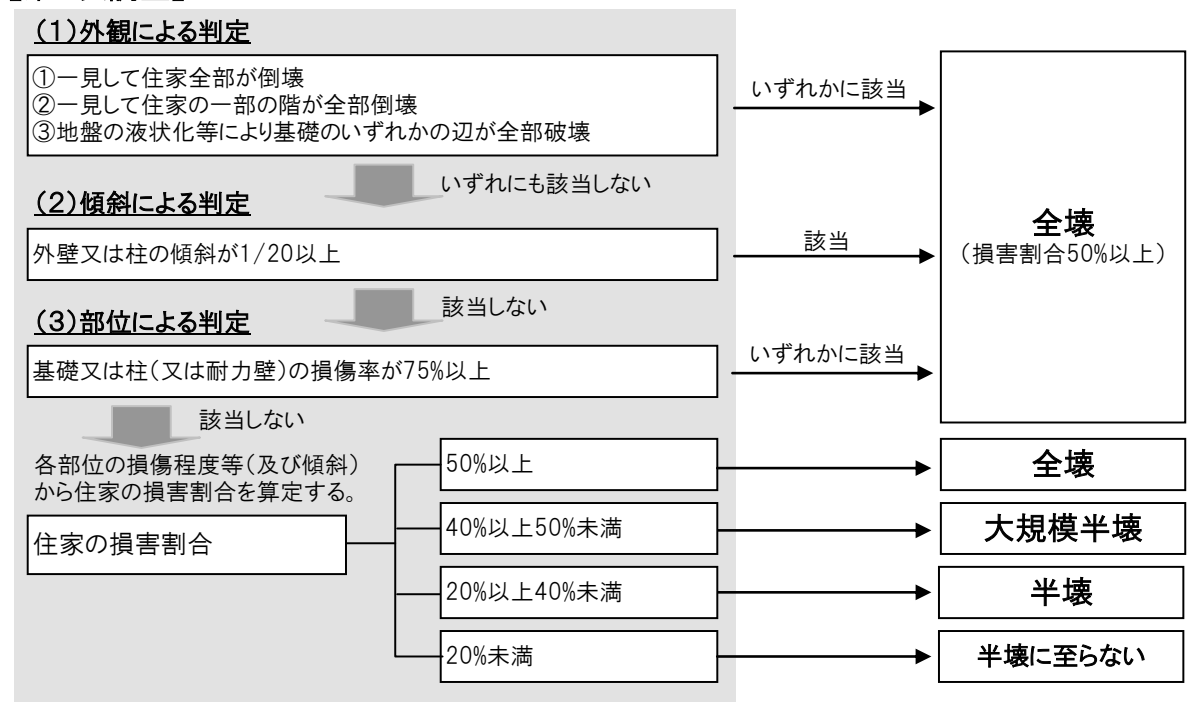
【第1次調査】



【第2次調査】

被災者から申請があった場合

※第1次調査における判定の対象となる部位は、屋根、壁(外壁)及び基礎とする。



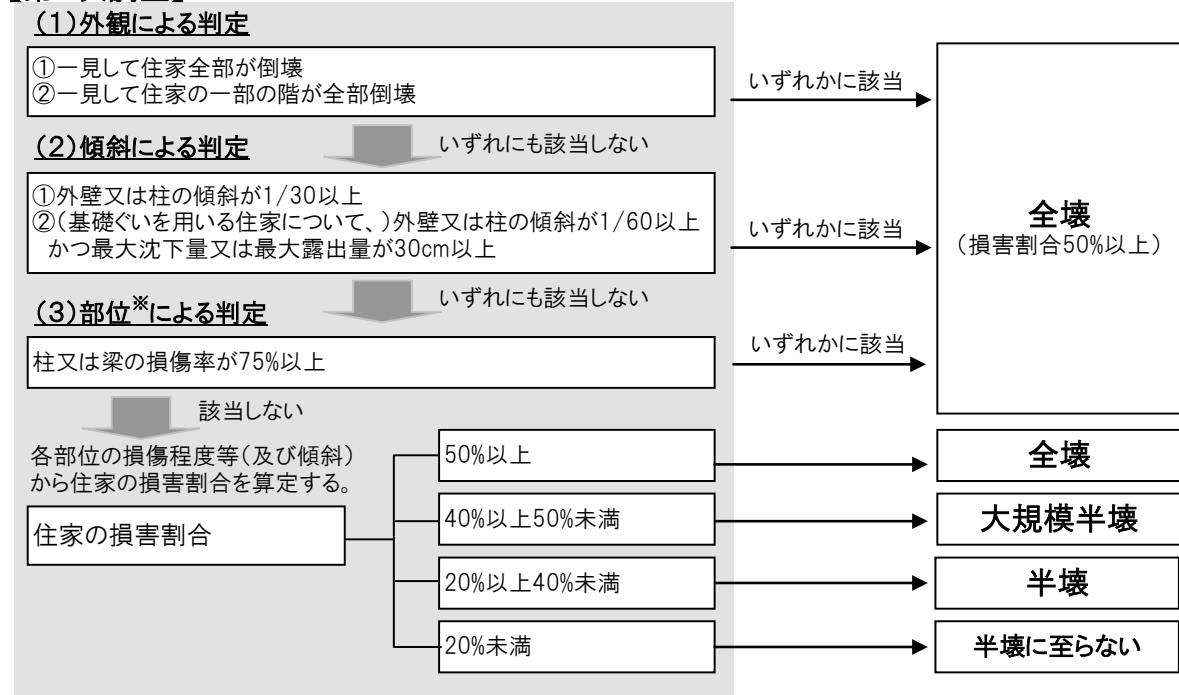
【被災者から不服の申立てがあった場合の対応】

被災者から不服の申立てがあった場合

被災者の不服の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

＜地震：非木造＞

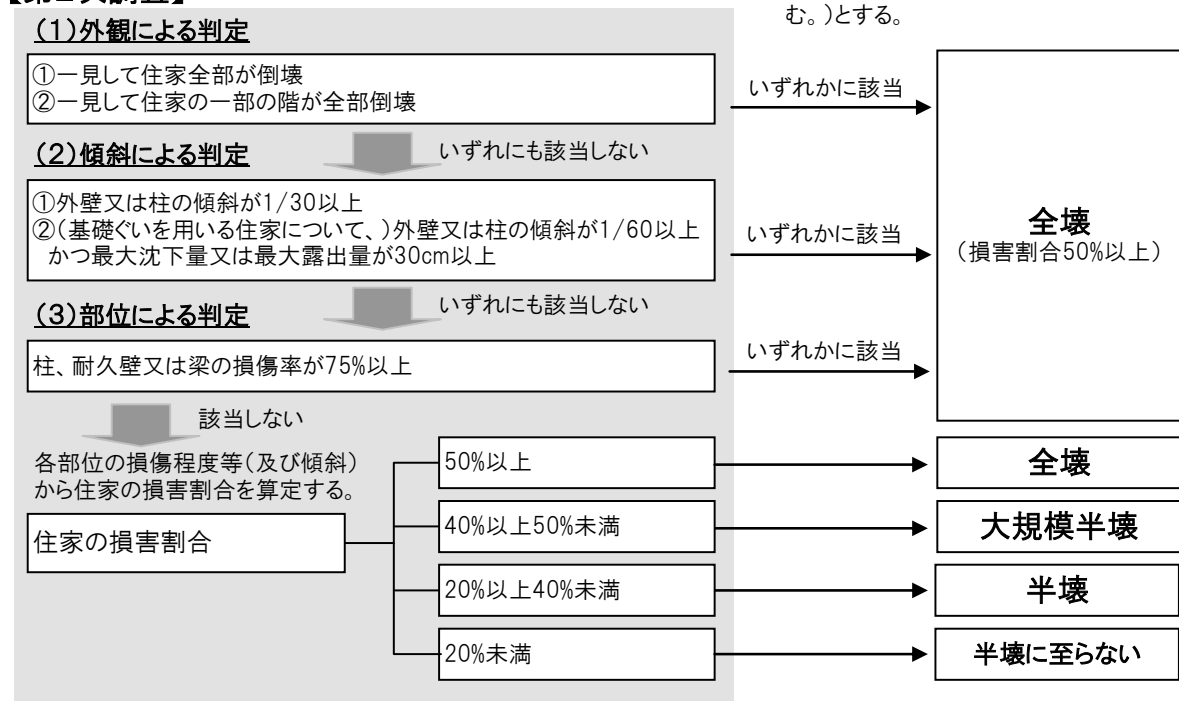
【第1次調査】



※第1次調査における判定の対象となる部位は、柱(又は梁)並びに雑壁・仕上等又は外壁及び設備等(外部階段を含む。)とする。

【第2次調査】

被災者から申請があった場合



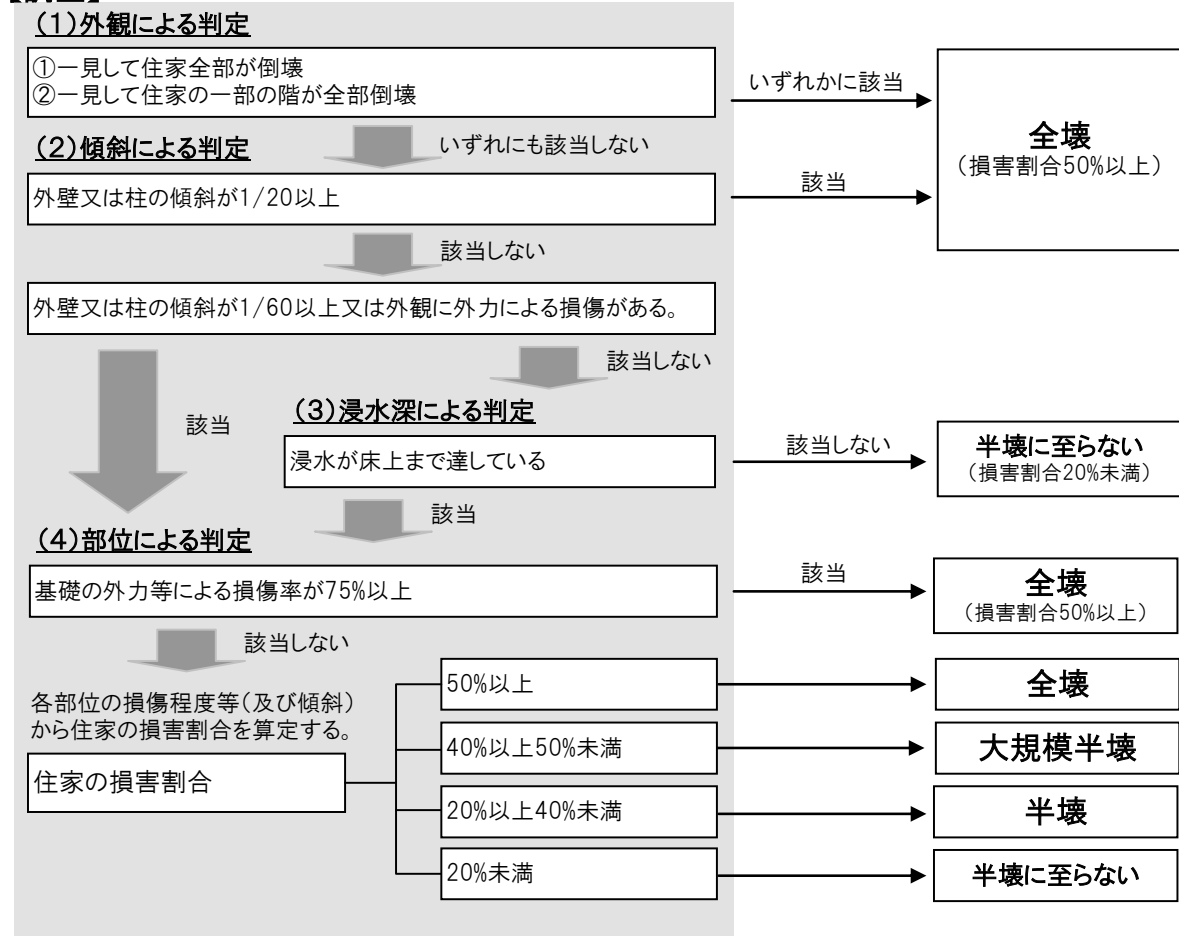
被災者から不服の申立てがあった場合

【被災者から不服の申立てがあった場合の対応】

被災者の不服の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

<水害:木造・プレハブ>

【調査】



【被災者から不服の申立てがあった場合の対応】

被災者から不服の申立てがあった場合

被災者の不服の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

20. 応急危険度判定調査表(被災建物応急危険度判定マニュアルより)

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

木

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目

調査者氏名 (都道府県/No) _____ (_____ / _____)

_____ (_____ / _____)

整理番号 _____

建築物概要

1 建築物名称 _____

2 建築物所在地 _____

3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 ()

4 構造形式 1.在来軸組構法 2.枠組(壁)工法(ツーバイフォー) 3.プレファブ 4.その他 ()

5 階数 1.平屋 2.2階建て 3.その他 ()

6 建築物規模 1階寸法 約 _____ m × _____ m

1.1 建築物番号 _____

2.1 住宅地図整理番号 _____

建築物番号 _____

住宅地図整理番号 _____

3 _____

4 _____

5 _____ 階

ア _____ m

イ _____ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 ()

調査方法 _____

1 _____

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②構造躯体の不同沈下	1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1.無被害	2.部分的	3.著しい(破壊あり)
④建築物の1階の傾斜	1.1/60以下	2.1/60～1/20	3.1/20超
⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剥落	3.落下の危険有り
⑥腐食・蟻害の有無	1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合(要内観調査)	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____

② _____

③ _____

④ _____

⑤ _____

⑥ _____

判定 _____

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他 ()	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランク	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____

② _____

③ _____

④ _____

⑤ _____

⑥ _____

⑦ _____

判定 _____

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済 (緑)

2. 要注意 (黄)

3. 危険 (赤)

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

総合判定

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

S

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名（都道府県／No） _____ （ _____ / _____ ）
 _____ （ _____ / _____ ）

整理番号

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他（ _____ ）
 4 構造形式 1.ラーメン構造 2.ブレース構造 3.プレファブ 4.その他（ _____ ）
 5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
 6 建築物規模 1階寸法 約 _____ m × _____ m

建築物番号

住宅地図整理番号

3

4

地上

地下

ア

イ

調査方法

調査 調査方法：（1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施）

1 一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ）

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他（ _____ ）

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	A ランク	B ランク	C ランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②不同沈下による建築物全体の傾斜	1.1/300以下	2.1/300～1/100	3.1/100超
③建築物全体又は一部の傾斜			
傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	1.1/100以下	2.1/100～1/30	3.1/30超
傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	1.1/200以下	2.1/200～1/50	3.1/50超
④部材の座屈の有無	1.無し	2.局部座屈あり	3.全体座屈あるいは著しい局部座屈
⑤筋違の破断率	1. 20%以下	2. 20%～50%	3. 50%超
⑥柱梁接合部及び継手の破壊	1.無し	2.一部破断あるいは亀裂	3. 20%以上の破断
⑦柱脚の破損	1.無し	2.部分的	3.著しい
⑧腐食の有無	1.ほとんど無し	2.各所に著しい錆	3.孔食が各所に見られる
危険度の判定	1.調査済み 全部 A ランクの場合 (要内観調査)	2.要注意 B ランクが3以内の場合	3.危険 C ランクが1以上又はB ランクが4以上

①

②

③

被害最大の階

階

④

⑤

⑥

⑦

⑧

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	A ランク	B ランク	C ランク
①屋根材	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剝離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他（ _____ ）	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部 A ランクの場合	2.要注意 B ランクが1以上ある場合	3.危険 C ランクが1以上ある場合

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

判定

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

総合判定

1. 調査済（緑） 2. 要注意（黄） 3. 危険（赤）

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

RC

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
調査者氏名（都道府県／No） _____ （ _____ / _____ ）

整理番号 _____

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他（ _____ ）
4 構造種別 1.鉄筋コンクリート造 2.プレキャストコンクリート造 3.ブロック造
4.鉄骨鉄筋コンクリート造 5.混合構造（ _____ ）と（ _____ ）
5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
6 建築物規模 1階寸法 約 _____ m × _____ m

建築物番号 _____

住宅地図整理番号 _____

3 _____
4 _____
地上 _____ 階
地下 _____ 階
ア _____ m
イ _____ m

調査 調査方法：（1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施）

- 1 一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ）

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他（ _____ ）

調査方法 _____

1 _____

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	A ランク	B ランク	C ランク
判定(1) ① ①損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1.無し	2.あり	
判定 ② ②隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険 ③ ③地盤破壊による建築物全体の沈下 ④ ④不同沈下による建築物全体の傾斜	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
	1. 0.2m 以下	2. 0.2m～1.0m	3. 1.0m 超
	1. 1/60 以下	2. 1/60～1/30	3. 1/30 超
	柱の被害〔下記⑤⑥の調査階（被害最大の階） _____ 階〕（壁構造の場合は柱を壁の長さに読みかえる）		
(2) ⑤ ⑤損傷度Ⅴの柱本数／調査柱本数 ⑥ ⑥損傷度Ⅳの柱本数／調査柱本数	損傷度Ⅴの柱総数 _____ 本 調査柱 _____ 本（調査率 _____ %） 1. 1% 以下 2. 1%～10% 3. 10% 超		
	損傷度Ⅳの柱総数 _____ 本 調査柱 _____ 本（調査率 _____ %） 1. 10% 以下 2. 10%～20% 3. 20% 超		
	判定(2) 1.調査済み 全部Aランクの場合 2.要注意 Bランクが1の場合 3.危険 Cランクが1以上又はBランクが2以上		
危険度の判定 判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する	1.調査済み（要内観調査）	2.要注意	3.危険

判定(1)

① _____

② _____

③ _____

④ _____

柱の被害最大の階

⑤ _____

⑥ _____

判定(2)

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	A ランク	B ランク	C ランク
①窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
②外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
③外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
④看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑤屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑥その他（ _____ ）	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合 2.要注意 Bランクが1以上ある場合 3.危険 Cランクが1以上ある場合		

① _____

② _____

③ _____

④ _____

⑤ _____

⑥ _____

判定

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1. 調査済（緑） 2. 要注意（黄） 3. 危険（赤）

総合判定

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

記入例

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

木

整理番号 7-12 調査日時 1 月 25 日 午前・午後 3 時 調査回数 回目
 調査者氏名（都道府県／No） 川端 太郎 （愛知県／7A-803）
岡田 一郎 （愛知県／9E-799）

整理番号
7-12

建築物概要

- 1 建築物名称 田中 二郎 1.1 建築物番号 15
 2 建築物所在地 東山町 15 2.1 住宅地図整理番号 20
 3 建築物用途 ①戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他（ ）
 4 構造形式 ①在来軸組構法 2.枠組（壁）工法（ツーバイフォー） 3.プレファブ 4.その他（ ）
 5 階 数 1.平屋 ②2階建て 3.その他（ ）
 6 建築物規模 1階寸法 約 8 m × 9 m

建築物番号
15
 住宅地図整理番号
20
 3 1
 4 1
 5 2 階
 ア 8 m
 イ 9 m

調査 調査方法：①外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施

- 1 一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ）

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他（ ）

調査方法
1
 1 ✓

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	②不明確	3.危険あり
②構造躯体の不同沈下	①無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1.無被害	②部分的	3.著しい（破壊あり）
④建築物の1階の傾斜	1.1/60以下	2.1/60～1/20	③1/20超
⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	②大きな亀裂、剥落	3.落下の危険有り
⑥腐食・蟻害の有無	①ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合（要内観調査）	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	③危険 Cランクが1以上ある場合

① 2
 ② 1
 ③ 2
 ④ 3
 ⑤ 2
 ⑥ 1
 判定
3

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	1.ほとんど無被害	②著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	②歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	③顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他（ <u>ブロック塀</u> ）	1.安全	2.要注意	③危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランク	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	③危険 Cランクが1以上ある場合

① 2
 ② 2
 ③ ✓
 ④ 3
 ⑤ ✓
 ⑥ ✓
 ⑦ 3
 判定
3

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1. 調査済（緑） 2. 要注意（黄） ③ 危険（赤）

総合判定
3

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

建築物が傾斜しており倒壊の危険があります。
 ブロック塀が傾斜しており危険です。

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

記入例

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

S

整理番号 A-123 調査日時 1 月 19 日 午前・午後 2 時 調査回数 回目
 調査者氏名 (都道府県/No) 相田 一夫 (千葉県 / 5678)
西山 一郎 (千葉県 / 5779)

整理番号
A-123

建築物概要

- 1 建築物名称 緑ヶ丘セル 1.1 建築物番号 591-1
 2 建築物所在地 緑ヶ丘 1-2-1 2.1 住宅地図整理番号 18
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 ④併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 ()
 4 構造形式 ①ラーメン構造 2.ブレース構造 3.プレファブ 4.その他 ()
 5 階数 地上 5 階 地下 0 階
 6 建築物規模 1階寸法 約 10 m × 6 m

建築物番号
591-1

住宅地図整理番号
18

3 4

4 1

地上 5 階

地下 0 階

A 10 m

イ 6 m

調査 調査方法: ①外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 ()

調査方法
1

1 ✓

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	①危険無し	2.不明確	3.危険あり
②不同地下による建築物全体の傾斜	①1/300以下	2.1/300~1/100	3.1/100超
③建築物全体又は一部の傾斜			
傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	1.1/100以下	2.1/100~1/30	3.1/30超
傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	1.1/200以下	2.1/200~1/50	③1/50超
④部材の座屈の有無	1.無し	②局部座屈あり	3.全体座屈あるいは著しい局部座屈
⑤筋違の破断率	①20%以下	2.20%~50%	3.50%超
⑥柱梁接合部及び継手の破壊	1.無し	②一部破断あるいは亀裂	3.20%以上の破断
⑦柱脚の破損	1.無し	②部分的	3.著しい
⑧腐食の有無	①ほとんど無し	2.各所に著しい錆	3.孔食が各所に見られる
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合 (要内観調査)	2.要注意 Bランクが3以内の場合	③危険 Cランクが1以上又はBランクが 4以上

① 1

② 1

③ 3

被害最大の階

1 階

④ 2

⑤ 1

⑥ 2

⑦ 2

⑧ 1

判定

3

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①屋根材	①ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	②歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	②板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	②わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	②わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他 ()	1.安全	②要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	②要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① 1

② 2

③ ✓

④ 2

⑤ 2

⑥ 2

⑦ 2

判定

2

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) ③ 危険 (赤)

総合判定
3

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

建物全体の傾斜が著しいため危険です。

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

記入例

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

整理番号 18R-③-10 調査日時 1月21日 午前・午後 午後 3 時 調査回数 1 回目
調査者氏名（都道府県／No） 白井 一夫（神奈川県／95-1351）
上園 一郎（神奈川県／97-1013）

建築物概要

- 1 建築物名称 桜ヶ丘ビル 1.1 建築物番号 ③-10
- 2 建築物所在地 桜ヶ丘 6-5-20 2.1 住宅地図整理番号 18R
- 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 ③共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他（ ）
- 4 構造種別 ①鉄筋コンクリート造 2.プレキャストコンクリート造 3.ブロック造
4.鉄骨鉄筋コンクリート造 5.混合構造（ ）と（ ）
- 5 階数 地上 5 階 地下 1 階
- 6 建築物規模 1階寸法 約 30 m×20 m

調査 調査方法：①外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施

1 一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ）

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他（ ）

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

判定	Aランク	Bランク	Cランク
判定(1)	①無し	②あり	
判定	②隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	①危険無し	2.不明確
	③地盤破壊による建築物全体の沈下	①0.2m以下	2.0.2m～1.0m
	④不同沈下による建築物全体の傾斜	①1/60以下	2.1/60～1/30
	④不同沈下による建築物全体の傾斜	①1/60以下	2.1/60～1/30
(2)	柱の被害〔下記⑤⑥の調査階（被害最大の階） <u>1</u> 階〕（壁構造の場合は柱を壁の長さを読みかえる）		
	⑤損傷度Ⅴの柱本数／調査柱本数	損傷度Ⅴの柱総数 <u>0</u> 本 調査柱 <u>16</u> 本（調査率 <u>65</u> %）	
		①1%以下	2.1%～10%
	⑥損傷度Ⅳの柱本数／調査柱本数	損傷度Ⅳの柱総数 <u>2</u> 本 調査柱 <u>16</u> 本（調査率 <u>65</u> %）	
判定(2)		1.10%以下	②10%～20%
		1.調査済み 全部Aランクの場合	②要注意 Bランクが1の場合
危険度の判定 判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する		1.調査済み （要内観調査）	②要注意
			3.危険

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	②歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
②外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	②部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
③外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
④看板・機器類	①傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑤屋外階段	①傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑥その他（ ）	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	②要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1. 調査済（緑） ② 要注意（黄） 3. 危険（赤）

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

構造躯体の1階の柱が損傷を受けており要注意です。
窓ガラス、外壁にひび割れがあり、落下危険物も要注意です。

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

集計欄は数字で記入

RC

整理番号
18R-③-10

建築物番号
③-10

住宅地図整理番号

18R

3 3

4 1

地上 5 階

地下 1 階

A 30 m

イ 20 m

調査方法

1

1 ✓

判定(1)

① 2

② 1

③ 1

④ 1

柱の被害最大の階

1

⑤ 1

⑥ 2

判定(2)

2

判定

2

① 2

② 2

③ ✓

④ 1

⑤ 1

⑥ ✓

判定

2

総合判定

2

2 1. 避難者収容記録簿

入所年月日		年 月 日		居住グループ		
ふりがな 世帯主氏名		性別	男・女	家屋の 被害状況	居住の可否（可・否）	
		年齢	歳		全壊・半壊・一部損壊断水・停電・ ガス停止・電話不通	
		避難確認				
資格・特技		所属自治会				
住所		車		車種	ナンバー	
		ペット		有（種類 ）・無		
電話番号		携帯番号				
緊急連絡先 ※必ず記入し てください	氏名					
	住所					
	電話番号					
家族 構 成	氏名		続柄	性別	資格・特技等	避難確認
避難者名簿の掲示・公開※1 同意する・同意しない						
その他、特に申告する必要があること（負傷、疫病の状況や特別な配慮が必要であるなど）						

※1 避難者名簿の提示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

退所状況		
退所年月日	年 月 日	
退 所 後 連 絡 先	住 所	
	電話番号	
	備 考	入所継続家族等ありましたら、記入してください。

22. 遺體處理台帳

遺 體 処 理 台 帳

市町村名 大和高田市

[illegible]

23. 埋葬・火葬台帳

埋葬・火葬台帳

市町村名 大和高田市

死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者 氏名		埋葬を行った者		埋葬・火葬費（円）				備　考
		氏名	年齢	死亡者 との 関係	氏名	棺（付属 品を含む）	埋葬 又は 火葬料	骨箱	計	
計		人								

2 4 . 障害物除去の状況記録簿

障害物除去の状況

市町村名 大和高田市

住家被害程度 区分		氏名	除去に要した期間 月 日～ 月 日	実支出額 (円)	除去に要すべき 状態の概要	備 考
計						
	半壊 (焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				